

平成 28 年 6 月 13 日開会

第 2 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
6 月 13 日 (月)	
■ 議長開会の挨拶	5
■ 町長提案理由の説明	6
6 月 14 日 (火)	
6 月 15 日 (水)	
休 会	
6 月 16 日 (木)	
■ 一般質問	
・ 11 番議員	22
橋梁の耐震化について	
美波病院行のバスの利用者数、運行状況について	
・ 8 番議員	26
災害への備え	
「美波町教育大綱」の今後の取り組みについて	
・ 10 番議員	36
病院・診療所の跡地活用について	
公民館の修繕費について	

見 出 表	頁
・ 7 番議員	40
テレビ中継システムの構築	
課の再編成で事業の深化を進めるべき	
サテライトオフィス誘致事業	
・ 12 番議員	48
臨時職員の待遇改善について	
仮設住宅建設について	
美波病院の運営について	
・ 9 番議員	55
美波病院及び日和佐診療所の運営とサービス改善等について	
企業及びSO誘致と地域経済、町活性化への取り組み、効果等について	
6 月 17 日（金）	
■ 議案審議	67
■ 閉会中の継続調査申出書について	88
■ 閉会	89

平成 28 年 6 月 13 日美波町議会第 2 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
消防防災係長	近藤 和人	税 務 課 長	豊崎 浩司
住民生活課長	山本 浩一	保健福祉課長	島田 修
産業振興課長	小坂 進	建 設 課 長	鶴木 敏夫
水 道 課 長	浜 孝至	支 所 次 長	花木美名子
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	坂本 理
美波病院事務長	橋本 一晴	日和佐診療所事務長	岡本 照彦
美波病院病院事業調整監	木本 節	総務企画課特定事業調整監	岸本 博志
監 査 委 員	青木 昭夫	教 育 委 員 長	原田 村美

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告議案】 3件

- 報告第 2 号 平成 27 年度 美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3 号 平成 27 年度 美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について
報告第 4 号 平成 27 年度 美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について

【補正予算議案】 4件

- 議案第 42 号 平成 28 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 43 号 平成 28 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 44 号 平成 28 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 45 号 平成 28 年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年 6 月 13 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成 28 年美波町議会第 2 回定例会を開会致します。

（時に 9 時 00 分）

議 長 会議に先立ちまして諸般の報告を行います。議会広報特別委員会を 3 月 14 日・24 日、4 月 12 日・18 日・25 日、5 月 2 日・9 日・13 日・18 日・19 日・23 日・24 日・25 日・26 日、6 月 2 日に開催しました。3 月 16 日総務産業建設委員会を開催しました。3 月 17 日文教厚生委員会を開催しました。3 月 26 日・27 日議会広報特別委員会が日和佐地区及び由岐地区で議会だより報告会を行いました。3 月 30 日テレビ中継特別委員会を開催しました。4 月 18 日・5 月 19 日・20 日全員協議会を開催しました。4 月 20 日議員研修が実施され、議員 8 名が受講しました。5 月 24 日海部郡町村議会議長会定例会定例総会が開催され、議長が出席しました。5 月 30 日・31 日平成 28 年度町村議会議長副議長研修会及び財務省・国土交通省・県選出国會議員に海部郡町村議会議長会が道路関連予算全体の拡大や地震津波防災対策に必要な財政支援の充実・評価について要望活動を行いました。6 月 7 日議会運営委員会、総務産業建設委員会を開催しました。以上で諸般の報告を終わります。本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題と致します。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名致します。4 番北山議員、6 番松本議員の両名を指名致します。

日程第 2 会期の決定を議題と致します。会期につきましては、去る 6 月 7 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告願いたい、お願い致します。

寺下議会運営委員長

8 番 議 員 おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る 6 月 7 日に議会運営委員会を開催致しました。委員 6 名の出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成 28 年美波町議会第 2 回定例会に上程予定の議案・会期日程等について慎重に審議致しました。

結果会期は本日 6 月 13 日より 6 月 17 日までの 5 日間とするこ

とに、決定を致しました。なお一般質問の通告は、本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上、議会運営委員長報告を終わります。

議

長 お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの5日間とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から、6月17日までの5日間と決定致しました。また会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第3 提案理由説明を議題と致します。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告議案3件、補正予算議案4件、計7件であります。これを一括して議題と致します。影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。昨年より2日遅い梅雨入りとなり、蒸し暑い日が続く本日、平成28年美波町議会第2回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、6月7日の議会運営委員会において説明を致しました繰越計算書の報告3件、平成28年度一般・特別会計の補正予算に関する議案4件の計7件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、各課における事務事業の進捗状況の報告を申し上げます。

初めに、4月1日付けの人事異動についてご報告を致します。3月31日をもって行政職員6名、医療職員2名が退職致しましたが、本年度の新規採用職員は一般行政職2名でありまして、5月20日の臨時会開会前に職員の紹介をさせて頂いたところでございます。また6月1日付けで、看護師1名を新たに採用致しております。なお、昨年度から運用を致しております「美波町職員の再任用に関する条例」に基づき、定年退職した行政職員のうち、3名を再任用致しております。また、町政に関する高度な政策的事項又は専門的事項の推進を図るため、本年4月に美波町参与規程を定めまして、4月1日付けで徳島文理大学教授の床桜英二氏を、

5月17日付けで株式会社あわえ代表取締役の吉田基晴氏を美波町の参与として委嘱させて頂いております。今後は、美波町の地方創生を始め、あらゆる課題解決に向けご尽力を頂くことと致しております。

去る3月28日、町村合併10周年を記念し、美波町コミュニティホールにおきまして、関係者多数のご臨席のもと、美波町合併10周年記念式典を挙行政致しました。式典を通じ、これまでの歩みを振り返るとともに、合併にご尽力された方々のご労苦に敬意を表し、思いを巡らせたところでもあります。また、新町発足後に町政の発展に寄与した方々3名と4団体を表彰させて頂きました。議員の皆様にもご多用の中ご臨席賜り、誠に有り難うございました。合併10周年を契機に、本年をこれからの10年に向けてのスタートの年と位置づけ、本町のさらなる飛躍・発展に向け、積極的に取り組んで参りますので、引き続きご指導・ご支援を賜りますようお願い致します。

地方創生関係では、5月17日に株式会社あわえと地方創生パートナーシップ協定を締結致しました。この連携協定は、美波町における地方創生に関する事業の推進について美波町と株式会社あわえが連携し、美波町の総合戦略である「美波ふるさと創造戦略」の実現に向け、良きパートナーとして事業推進に向けた取り組みを更に推進することを目的と致しております。協定期間は総合戦略の計画期間である平成31年度までと致しております。

姉妹都市交流については、オーストラリアケアンズ関係で、グローバル人材育成事業として中学生を対象としたケアンズ短期留学生の募集を行ったところ、日和佐中学校から14名、由岐中学校から7名の応募が有り、5月11日に抽選会を開催し、各中学校からの参加者12名を決定致しました。実施期間については8月18日から25日までの8日間を予定しており、出発までにオリエンテーションや英会話講習なども行い、国際理解や友好関係を深め、国際的な人材育成に繋がればと思っております。

赤松小学校跡地利用については、赤松防災拠点施設新築工事として6月3日に入札を行い、(有)西前工務店が44,388千円、請負率88.8%で落札しております。工期は11月23日までと致しております。

昨年度まで薬王寺の宝物調査を行って参りました県南地域づくりキャンパス事業については、本年度は幕末から大正にかけて廻船問屋として栄えた「谷屋」の古文書や襖絵、調度品、墓石などの調査を行いました。調査結果については、8月6日に日和佐公

民館で報告会を開催予定と致しております。また、建物の構造調査については5月2日から8日までと6月3日から7日まで神奈川大学により調査が行われます。「谷屋」については、美波町の歴史的にも文化的にも価値の高い建物であり、調査結果なども踏まえ、住民の方々と今後の活用方法について検討していくことと致しております。

美波町医療保健センター新築工事については、杭打ち工事が完了し、現在基礎の配筋工程に入っております。進捗率は12.6%で、当初の工程に比べ2週間程度の遅れが生じておりますが、今後來年3月の完成に向け鋭意努めてまいります。また、医療機器の選定及び電子カルテシステムの導入につきましても、関係者間で協議を進めております。美波病院の開院に伴い運行致しております、病院連絡バスの利用状況についてであります。3月が608名、4月が572名、5月が499名となっております。主に由岐駅前から美波病院への利用者が多く、5月の日和佐診療所から美波病院への利用者は20名となっております。今後も、住民の方々のご意見や利用状況も踏まえながら、必要な場合は運行方法の見直しも行って参りたいと考えております。

徳島県版地方創生特区についてであります。美波町と徳島文理大学との連携事業として計画致しております「歴史文化の力でまちづくり事業」について、今年3月に徳島県版地方創生特区への申請を行っていたしましたところ、この度特区に選定されました。この事業は「人形浄瑠璃・農村舞台『赤松座』復活プロジェクト」と「薬王寺門前町再生プロジェクト」の2つの事業からなるもので、一つは赤松地区で演じられていた人形浄瑠璃を100年ぶりの復活を目指して、徳島文理大学人形浄瑠璃部を中心とした各学科との協働により行うものであり、もう1つは、薬王寺のライトアップコンサートや住民とのワークショップや調査など門前町の再生に向けた取り組みを総合政策学科などの各学科の協力により行っていくことと致しております。事業の詳細な計画については、今後、歴史文化の力でまちづくり推進会議等で決定していくことと致しております。

サテライトオフィス関係では、3月にWEBサイトデザイン構築やシステム開発業務を行う「株式会社まめぞうデザイン」が滞在型サテライトオフィスとして、奥河町に事務所を開設されています。これで美波町への進出企業及び関連企業は13社となり、今後も様々な形でのサテライトオフィス誘致活動を行って参りたいと考えております。

次に、税務課関係でございますが、平成 27 年度は、滞納整理の新たな取り組みとしまして、県からの税務職員の市町村長期派遣事業を実施致しました。これは、町税の課税が終わる 7 月から翌年の 3 月までの期間に、県税務職員 3 名を美波町税務課へ派遣して頂き、美波町徴税吏員に委嘱致しまして、町税務職員に財産調査や差押えの指導、町税務職員と共同で、滞納者との納税交渉を行いました。派遣日数は延べ 31 日となり、共同徴収の対象となった滞納者 47 名、合計滞納額 8,833 千円のうち 4,440 千円、50.2%の納付がありました。また、1,866 千円、21.1%の差押えを行うと共に、面接や電話での納税指導を合わせて行いました。本年度も引き続き、県からの税務職員の市町村長期派遣事業を実施し、滞納整理に取り組むたいと考えております。また、徳島滞納整理機構へ徴収移管しておりました 6 件の実績であります。移管滞納税額 16,903 千円の内 488 千円の納付がありました。納付額が少額となったのは、倒産法人で徴収困難事案を機構へ移管し、滞納処分執行停止等の判定を受けることとしたためでありまして、本年 5 月 31 日付けで執行停止等の判定を受けましたので、判定を受けた 12,060 千円につきまして、現在、執行停止の事務手続きを進めております。なお、平成 28 年度は 5 件、2,013 千円を 6 月 1 日付けで徴収移管致しました。賦課と課税の公平性を確保する観点から、引き続き徴収強化に取り組んで参りますが、今後共適法に徴収を実施するためには、会計処理を適切に行っておく必要があることから、27 年度中に不納欠損処分を行っております。平成 27 年度の不納欠損は、コンピュータの不具合で不納欠損ができなかった平成 26 年度分も含めて不納欠損を行っております。今回行った不納欠損の内訳は、軽自動車税で 52 件、230 千円、固定資産税で 456 件、12,245,570 円、町民税で 119 件、1,367,830 円、国民健康保険税で 308 件、7,814,318 円であります。特に固定資産税が高額な金額となっておりますが、その内容につきましては、倒産法人関係の欠損額が 8 法人、51 件で 8,051 千円となっており固定資産税欠損額全体の 66%を占めております。今回、既に時効の完成している町税について不納欠損処分を行ったわけですが、今後とも負担の公平性を確保するため、差し押さえ等の滞納処分も含めた厳正な対応により、徴収に取り組んで参ります。

次に、住民生活課関係でございますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金については、広報みなみ 4 月号で周知したところでございますが、本年 5 月 2 日から 3 ヶ月間、本庁及び由岐支所で受

付を行うこととしており、支給金額は一人当たり 30 千円となっています。今回の支給対象者は、平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年度中において 65 歳以上となる人が対象となっています。なお 5 月末時点での申請状況であります。支給対象見込み者 1,488 名に対し 1,179 名が申請済みとなっております。

次に、保健福祉課関係でございますが、平成 27 年度国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況につきましては、健診対象者の 1,532 名に対し、受診者は 615 名であり、受診率は 40.1% でありました。今後におきましても、住民の皆様の健康づくりに寄与することはもとより、特定健診受診率や保健指導率が、本年度からインセンティブ方式により実施される保険者努力支援制度の交付金算定指標の一つであることを踏まえ、受診率の更なる向上に努めて参ります。また、介護保険事業では、軽度認定者にかかる訪問サービス・通所サービスにつきましては、4 月 1 日より介護サービスから介護予防日常生活支援総合事業へ混乱も無く移行致しました。総合事業につきましては、訪問及び通所サービスのほか、平成 26 年度から軽度認定者等に対し単独事業として試行実施しておりました「見守り訪問」を生活支援サービスの一つに位置付けて実施致して

おります。今後は、段階的に生活支援サービスの拡充を図って参りたいと考えております。

次に、産業振興課関係では、まず農林業関係についてでございますが、乙姫米の販売促進、生産者と消費者との交流を目的に J A かいふが中心となって田植え体験については、昨年度からは赤松地区に会場を移し、4 月 16 日に、徳島市などの親子連れ 40 人が参加して実施されました。8 月下旬には稲刈りの体験を実施し、消費者と生産者の交流を深め、乙姫米の更なる消費拡大に努めるよう計画しております。

鳥獣被害防止対策では、平成 27 年度におきましても、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金を活用し、有害鳥獣捕獲駆除の促進と農作物等への被害軽減に、町猟友会協力により積極的な捕獲活動に努めてきたところであります。交付対象鳥獣のサル・シカ・イノシシは、平成 26 年度同様、成獣については上限単価 8 千円、幼獣は、上限単価 1 千円の充当となっております。平成 27 年度の捕獲実績は、シカ 888 頭、イノシシ 375 頭、サル 102 匹、タヌキ 167 匹、ハクビシン 65 匹で、最終的に交付金を加えた総額で 22,387 千円を支出しており、そのうち交付金は、8,938 千円であります。

なお、平成 28 年度の美波町への交付内示額は、8,529 千円となっております。交付金最終年度ということ踏まえ、積極的に捕獲活動を行って参りたいと考えております。

美波町鳥獣侵入防止柵設置事業は、平成 27 年度の申請件数は 11 件で、予算額 2,000 千円に対し、補助交付額 1,602 千円であり、資材別事業量は、電気柵 1,135m、金網柵 150m、ネット柵 550m、複合柵 370m でありました。本年度も、5 月下旬現在で 1 件の要望があり、電気柵 220m を実施しているところであります。要望や補助の説明を聞きに来庁される方も多くいるため、今後も引き続き農協・町内農機具販売業者と連携し、広報等を活用するなど農林業者等への周知を行いながら、事業活用推進と被害軽減に努めて参ります。

昨年度から試験栽培をしておりますドクダミについては、昨年 11 月播種し育苗試験を J A かいふ育苗センターで行って参りましたが、発芽が悪かったため徳島県立農林水産総合技術支援センターで播種、発芽後育苗を行ったセルトレイ苗を移植した約 250 ポットを 6 月中に新たに由岐地区 5a の試験ほ場に定植する予定であります。昨年日和佐地区の試験ほ場においては、8 月からヨトウムシ食害が発生しており、本年度は農業支援センターの指導のもと防除方法を検討することとしております。

昨年 9 月に県内で初めて確認された「ナラ枯れ」については、美波町においても四国のみち等で確認されており、その対策としてトラップによるカシノナガキクイムシの捕殺を日和佐森林組合に業務委託し、日和佐城付近から内ヶ磯、外の磯までの四国のみち沿いの町有林において、ウバメガシ等 14 本に 42 個のトラップを仕掛けております。

次に、水産業関係では、本年 2 月に由岐地区の漁業者等で組織する「美波の海の恵み研究会」とビジネスパートナーに関する協定を締結致しました岡山県の健康食品会社の幹部が美波町に来訪されました。副町長と役場で会談後、健康食品会社へ出荷する海藻の養殖場を見て頂き、夜には由岐地区内の宿舎で関係者等と交流を深めました。また、漁業の活性化を図るため、伊座利・西由岐・東由岐・志和岐及び日和佐町漁業協同組合から美波町農山漁村持続活性化推進事業費補助金を活用した事業の申請を受けました。そのうち、西由岐漁業協同組合から申請を受けた製氷機修繕事業は、4 月に完了して参ります。

次に、商工観光関係では、「2016 日和佐さくらまつり」を去る 3 月 25 日から 4 月 10 日の間に行い、城山及び薬王寺の桜を楽しん

で頂きました。今年初めての試みとして4月2日・3日に「地元と県南出身者の作品展」をさくら庵・祖川時計店・クラブハウス・お宿日和佐で開催しました。また4月3日には、イベントとして桜町通りを使った手づくり物の市・大道芸・民踊・日和佐太鼓・お琴演奏・お茶会・餅つきなどを予定しておりましたが、雨のためお茶会とお琴の演奏、桜町通りでの餅つきのみの実施となりました。

美波町観光協会が「南阿波サンライン活性化協議会」からの委託を受けて、5月3日に四国のみち健康ウォーキングを計画しておりましたが、雨天のため秋以降に延期しております。また、四国八十八ヶ所開創1200年に連動する取り組みとして、一昨年5月から月1回、薬王寺仁王門前において、「匠の市工芸展」の流れを受けた観光協会会員によるミニ出店を実施しております。

例年行っておりますウミガメールについても5月1日から登録開始し、5月20日から8月20日まで配信致します。

3月27日に第1弾が走りました、JR牟岐線開通80周年記念事業「カモン牟岐線・えーもんあるでないで号」ですが、2回目が4月17日、3回目が5月21日に走っております。美波町では由岐駅・田井ノ浜駅・日和佐駅に停まり、それぞれの駅でお客を楽しませるイベントやプレゼントを準備しました。乗車人数は第1回90名、第2回71名、第3回101名、合計262名でありました。5月11日JRグループが全国から旅行会社、報道機関等を招いて、四国で14年ぶりとなる四国ディスティネーションキャンペーンの全国宣伝販売促進会議が高松で行われました。翌日からは参加者が9コースに分かれ、視察体験旅行を行いました。11日の高松市内での全体会議には美波町から観光協会・商工会・町職員が参加し、PRを行いました。12日の美波町での視察旅行では、うみがめマリンクルーズ、ボランティアガイドによる町歩き、カレットなどを見て頂きました。

アカウミガメ産卵シーズン間近となった5月15日、日和佐うみがめ博物館カレット前広場を会場に、美波町観光協会が主催したウミガメの上陸祈願祭が昨年に続いて開催され、多くの方が乙姫大使等と共にウミガメの上陸数増加を祈願しました。

夏の訪れを告げる田井ノ浜海水浴場開きは、7月3日午前10時から開催する予定となっております。今年は、日和佐太鼓・宝探しに替わるゲーム等が美波町観光協会にて検討されている模様です。また田井ノ浜臨時駅は、7月16日から8月7日まで開設予定となっております。

第53回「日和佐うみがめまつり」は、実行委員会などで協議を重ね、7月16日に行う事とし、海亀感謝祭・打上花火の外、桜町通りで様々な催し物を計画しております。また第17回「ひわさうみがめトライアスロン」を7月17日に開催し、美波町の魅力を全国に発信したいと考えております。今年度は、個人700名、リレー30チームを4月18日正午から募集を開始したところ、個人は5月6日に、リレーについても5月13日に予定数に達し、既に募集を締め切っております。

第32回目となる「ふるさと由岐まつり」は、例年同様、お盆の8月15日の夕方から、由岐支所前グラウンドを会場に実施することやステージに招くタレント案等について、6月9日の実行委員会で決定されました。今後、由岐支所において順次具体的な準備が進められていくこととなります。

本年度で5回目の開催となる「四国の右下」ロードライドは、第1回実行委員会総会が5月20日に開催され、11月13日に開催される事が決定致しておりますので、ご支援ご協力のほどよろしくお願い致します。なお、本年度も、まぜのおかオートキャンプ場を発着点として、海陽町・牟岐町・美波町・阿南市・那賀町を巡る「四国の右下」センチュリーコース160km、海部郡3町を走る南阿波クリスタルコース95km、海部川上流の海陽町桑原を折り返す「四国の右下」フレッシュコース43kmの3コースを予定しており、昨年に比べ若干のコース変更とエイドの場所が変更になっております。3コース合わせて630名の参加者を、6月1日から募集しております。

また、海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行等についての本年度の受入状況、予約状況につきましては、5月10日から11日の京都市立松原中学校121名を皮切りに、5月16日から17日の大阪市立巽中学校153名、5月18日から19日大阪市立市岡中学校170名、5月21日から23日大阪市立新巽中学校122名、5月23日から24日台湾美和高級中学校66名、の修学旅行及び体験学習を受け入れております。今後の予定として、6月5校、7月3校、9月3校、10月1校、11月4校を受け入れる予定となっており、他にも家族、グループ等の体験も随時対応することと致しております。6月には南阿波よくばり体験で初めての体験メニューであるSUP体験を恵比須浜田井で、4年ぶりとなる船釣り体験も日和佐地区で行っております。なお、民泊家庭が不足し、1軒当たりの受け入れ人数を増やしてもらおうなどして何とか対応致しております。議員各位におか

れましても、民泊先確保について、ご理解とご協力をお願いできれば幸いです。

「四国の右下・魅力倍増」推進会議において、今年度は南部圏域の魅力を最大限に活用し、体験型観光や食体験など「体感」による観光まちづくりを進めるため、地方創生のプラットフォームとなる推進会議が中心となって、交流・移住人口の拡大と新たな所得・雇用機会の創出等を図ることとしております。この推進会議は、「総会」、「企画会議」、「専門部会」から成り、「企画会議」では地域支援会社やアウトドア体験事業などと連携しながら地域課題の共有と課題解決のための処方箋等について検討するとともに、取り組むべき項目について数値目標を評価することとしております。「専門部会」では、新商品の開発や着地型旅行商品の企画など具体的な取組みを実施し、交流の拡大、販売の拡大に繋げていく予定としております。「専門部会」の中の「食部会」では、「南阿波グルメ」のブラッシュアップや売れる商品作りを促進することとし、「誘客促進部会」では、地域の魅力を最大限に活用した体感プランの企画やインバウンド拡大に向けた体制整備を図り、「四国の右下」への誘客を図ることとしております。

なお、「四国の右下・まけまけマルシェ」については、4月は「はなはるマルシェ」に出張マルシェとして、5月については通常どおり道の駅日和佐で8日に開催したものの、6月から9月は暑い中での物産販売が厳しいこともあり休止期間とし、10月にはナカまつり、11月には海陽町商工産業祭、阿南市活竹祭、12月は美波町商工祭などにも出展する予定としております。

道の駅日和佐についてであります。昨年度2月から施工していたチャレンジショップが完成し、現在利用者の募集を行っています。美波町内で起業又は出店を考えている方、美波町内の事業者の方で、アンテナショップとして利用する方などを対象に最長で3ヶ月借りられることになっております。起業や新商品の開発、販売促進などに繋がればと考えております。その他、トイレの悪臭及び利用集中時の排便等の便器内滞留発生などの問題があり、これについては国交省に改善を要望しています。現在は原因を突き止めるための調査を行っている段階だと聞いております。また、(株)道の駅日和佐独自の取り組みとしては、産直館内のレイアウトを変更するなど、売上の増加に向けて工夫をしているところであります。

次に、建設課関係であります。はじめに町工事についてご報告をいたします。地籍調査事業では、平成26年度繰越分について、

奥河内字寺前・弁才天地区の現地立会による一筆地調査が3月末に完了し、27年度分の日和佐浦の一部及び奥河内字本村地区、由岐地区湾内の港町字西・東、西由岐字西・東、西の地字西地・東地及び赤松字新発谷・新発口地区については、地籍調査の成果品である地籍図と地籍簿が完成したため、成果品を法務局へ送付し、28年度中に登記手続きを完了させる予定です。また、27年度繰越分の東由岐字本村・大池地区の一筆地調査及び一筆地測量と28年度分の奥河内字寺前・弁才天地区の一筆地測量及び東由岐字大池・本村地区の一筆地調査及び一筆地測量等の業務委託について、5月26日に（株）松本コンサルタントと契約を締結しました。また、奥河内字寺前・弁才天地区の一筆地測量は、6月中旬から開始予定で、東由岐字本村・大池地区の一筆地調査については、7月下旬に地元説明会を開催する予定です。本年度から建設発生土の受入を開始することに伴い、サンラインの二見建設発生土受入場整備工事を5月中旬に発注しております。

日和佐浦西線道路下1号排水路の改修について、5月下旬に地域住民を対象に事業計画の説明を行い、今後、詳細設計及び家屋事前調査が完了後、工事発注の予定です。

公共土木施設災害復旧事業では、赤松字新発谷の虹羅谷川と田井字小川の小川谷川の河川工事については、再入札等により3月下旬の発注となり工事期間延伸のため繰越していましたが、虹羅谷川の工事は5月下旬に完成しております。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側にて田中宅付近からトンネル手前までの調査ボーリング等の詳細設計を6月に発注予定と聞いています。日和佐小野線・田井川樋門の道路拡幅については、非出水期に合わせて橋梁上部工拡幅工事を発注予定と聞いております。由岐大西線の阿部での盛土工区の道路改良工事は、側溝整備及び舗装工事を7月中に発注予定と聞いております。日浦野田線の赤松字日浦での道路維持修繕工事は、8月完成予定と聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、昨年度に測量・設計作業が完了し、工事予算の要求中と聞いております。阿部お水大師付近の崖崩れ対策として、由岐大西線の道路排水流末部の対策工事は3月上旬に完成したと聞いております。阿南鷲敷日佐線の不動の滝付近の線形改良は、用地交渉中と聞いております。また、同路線の新発橋及びおしいれ谷橋の床板修繕工事を夏以降に発注予定と聞いております。日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンク

リート吹付のひび割れ箇所については、調査・測量が完了し、法面修繕工事を7月頃発注予定と聞いております。また、恵比須洞付近の法面のひび割れ箇所については、対策工法の設計作業中と聞いております。日和佐小野線のB&G海洋センター前の道路災害復旧工事は、7月の工事着手に向け手続き中と聞いております。日和佐牟岐線千羽トンネルの修繕は、調査設計業務を6月中に発注予定と聞いております。日和佐上那賀線大越での2箇所の道路災害復旧工事は、7月上旬に工事着手予定と聞いています。

次に、河川、砂防関係では、役場西の県道交差点裏付近における県営の急傾斜地崩壊対策事業は、8月頃に完成予定と聞いております。県単砂防事業の津波避難階段については、伊座利及び東由岐は4月に完成したと聞いております。山王谷の通常砂防事業は、東側堰堤本体工事を引き続き施工中と聞いております。日和佐川左岸で施工中の災害復旧事業は、7月に完成予定と聞いております。北河内字本村の池ノ内谷通常砂防事業は、砂防区域指定に向けて手続きを行うと聞いております。河川の堆積土砂については、今年度中に優先度の高い箇所から掘削工事を行っていくと聞いております。

次に、港湾・漁港関係ですが、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、水産試験場前の第2工区の内、昨年度発注区間については、6月上旬に完成し、引き続き南側区間を10月中旬から着工予定と聞いております。由岐漁港由岐地区における防波堤耐震改修のブロック製作と港内浚渫のための漂砂シミュレーションを9月に発注予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、5月8日に由岐地区の男性が漁に出かけて、ぬの島付近の海岸で行方が分からなくなり、夕方から午後11時過ぎまで東由岐・西由岐の漁業者や由岐第2分団、分団団員及び海上保安部などが懸命に捜索しましたが発見できませんでした。翌日は、午前5時から捜索を再開し、午前5時20分ごろ海上を捜索していた漁業者が行方不明者を発見しましたが、搬送先で死亡が確認され、残念な結果となりました。また、5月10日には、日和佐地区の80代の女性が行方不明となり、午前8時4分ごろ町内放送により情報提供を呼びかけました。午前中は日和佐地区の消防団と警察官などが出動し、午後からは由岐地区の消防団も加わり消防団員103名で捜索にあたりました。午後1時20分ごろ捜索をしていた消防団員が行方不明者らしき方を発見し、警察へ連絡を取りましたが、検証の結果死亡が確認され、懸命な捜索にも関わらず残念な結果となりました。その後、

警察の捜査でひき逃げ事件であることが判明し、痛ましく残忍な事件であるとの報道で、多くの住民が心を痛めた事件となりました。お亡くなりになられましたお二人に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

次に、防災関係では、東日本大震災から5年を迎える本年、あの大災害の教訓を忘れることなく美波町の事前復興へ生かすため、岩手県釜石市から花露辺町内会前会長下村恵寿氏をお招きし「漁村集落の復興の成功物語」と題して、3月24日に講演会を開催致しました。美波町自主防災会連合会総会及び研修会を5月27日に開催し、27年度事業報告並びに28年度事業計画案について協議を行いました。また、研修会では、熊本地震の災害支援活動に参加した徳島大学美波町地域づくりセンターの井若学術研究員や徳島県砂防防災課より熊本の被災状況や支援活動等の報告を行いました。

現在、美波町で進めております美波町国土強靱化地域計画の進捗状況でございますが、3月に第1回目の地域計画策定委員会を開催し、第2回目の策定委員会を7月上旬に開催予定としております。今後は、出来るだけ早い時期に素案を作成する予定で作業を進めてまいります。

次に、交通安全関係では、春の交通安全キャンペーンとして、4月3日に開催された「2016桜街道・夢マラソン」の会場において、マラソン参加者にチラシとお菓子を配布し、交通安全の啓発を行いました。4月15日には、美波町交通安全協会主催の「春の交通安全キャンペーン」を牟岐警察署と共催し、「道の駅日和佐」において実施しました。国道55号を通行していた運転手の方々にお菓子とチラシを配布し、日和佐こども園の園児とともに交通安全を呼びかけました。

消防団関係では、4月8日に海部地方分会が牟岐町で開催され、郡内の各団長及び副団長が出席されました。また5月15日には海部郡操法大会が海部地方分会主催のもと美波町で開催され、消防団員としての日頃の消防技術や訓練の成果を競いました。

次に、教育委員会関係であります。学校教育関係では、木岐小学校が平成27年度末で休校となり、休校式典を、地域の皆様、準備委員会委員の皆様にご協力頂き、3月25日に開催致しました。休校式典には在校生・卒業生・地域の皆様等約200名の出席がありました。平成28年度からは、木岐地区の小学生につきましては、スクールバスで由岐小学校へ通学しております。

次に、社会教育関係では、4月3日にB&G海洋センターを拠

点に、桜街道・夢マラソンを開催し、町内外からハーフマラソンに 318 人、ロードレースに 54 人、亀さんマラソンに 235 人の参加を頂き、盛大に開催されました。野球大会では、4 月 10 日に由岐小・中グラウンドにおいて、第 11 回由岐野球大会が 8 チーム参加、4 月 23 日及び 24 日に日和佐グラウンド及び日和佐中学校グラウンドにおいて、第 9 回西日本還暦野球大会が両会場それぞれ 8 チームが参加、5 月 8 日及び 15 日に由岐小・中グラウンドにおいて、第 11 回由岐壮年野球大会が 13 チーム参加、5 月 14 日・21 日及び 22 日に、町内グラウンドを会場に第 5 回少年野球美波大会が 31 チーム参加し、それぞれ開催されました。

ウミガメ保護規制については、大浜海岸において、本年も 5 月 20 日から 8 月 20 日まで行う予定としております。今年のアカウミガメの上陸状況は、6 月 7 日現在、5 頭でありまして、初上陸が 6 月 1 日、初産卵は 6 月 2 日となっており、6 月期では既に昨年より多くなっております。

次に、水道課関係では、平成 26 年度からの繰越事業として施工してございました、木岐配水池更新工事が平成 28 年 3 月に竣工致しました。完成した貯水槽本体はステンレス製で、有効水量は 187 m³となっております。

次に、病院、診療所関係では、本年 3 月 1 日から美波病院、日和佐診療所でそれぞれ診療を開始致しております。美波病院の 5 月末までの患者数でございますが、3 月からの 3 ヶ月間の入院延べ患者数は 2,314 人で 1 日平均 25.2 人、外来患者数は延べ 4,531 人で 1 日平均 72.3 人となっております。日和佐診療所では、外来患者数は延べ 3,014 人で 1 日平均 49.4 人となっております。また、美波病院で 4 月から診療をして頂いている鈴記先生が、赴任直後に熊本地震への医療支援に行かれており、5 月 26 日に「熊本地震の救護班の経験から～南海トラフ大地震への提言～」と題した美波病院公開講座を開催し、貴重な体験談等をお話して頂きました。

以上、「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、報告第 2 号から報告第 4 号の 3 件は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するものでありまして、地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したものであります。

まず、報告第 2 号「平成 27 年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。繰越事業全体では 17 事業で、翌年度繰越額の総額は 888,375,783 円となっております。繰越事業の内訳は、総務費では、空き家再生等推進事業で 12,816,530 円、美波町固定資産台帳整備事業で 6,588 千円、自治体情報セキュリティ強化対策事業で 51,389 千円、地方創生事業で 6,138,520 円、地方創生加速化交付金事業で 13,121 千円、民生費では高齢者福祉施設等防災減災促進事業で 10,000 千円、衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金で 4,400 千円、医療体制整備費事業で 513,171,340 円、農林水産業費では、農林漁業体験施設整備事業で 1,309,939 円、国土調査事業で 17,860 千円、漁港建設事業で 56,000 千円、土木費では、道路維持事業で 13,000 千円、県単急傾斜地崩壊対策事業で 3,000 千円、公共下水道事業特別会計繰出金で 8,800 千円、消防費では、災害対策事業で 76,593,454 円、総合的な安全・防災基盤整備事業で 82,388 千円、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業で 11,800 千円でございます。なお、繰越事業については、国の補正予算に対応して 3 月補正で計上した事業も含まれておりますが、出来るだけ早期に完了できるように努めたいと考えております。

報告第 3 号「平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、繰越事業全体では 3 事業で、翌年度繰越額の総額は 14,096,400 円となっております。総務費では水道未普及地域調査委託業務で 1,000 千円、事業費では平成 27 年度木岐白浜配水管更新工事で 4,172 千円、平成 27 年度由岐配水池更新工事実施設計委託業務で 8,924,400 円でございます。

報告第 4 号「平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、下水道事業費の公共下水道整備事業で、翌年度繰越額は 40,000 千円でございます。

議案第 42 号「平成 28 年度 美波町一般会計補正予算(第 1 号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,593 千円を追加し、総額を 7,089,593 千円と致しております。歳出の主な補正として、総務費の財産管理費では地方公会計システム委託料で 7,457 千円追加し、企画費では不採択となった事業に係る負担金補助及び交付金の調整として 17,700 千円を減額、地方創生事業費(企画関係)では、主に徳島県版特区の選定を受けたことに伴う補正であり、賃金で 1,000 千円、修繕料で 2,000 千円、調査委託料で 2,000 千円、美波町創生事業広報業務委託料で 3,000 千円、原材料費で 1,000 千円、負担金補助及び交付金で「四国の右下」

若者創生事業負担金 3,400 千円、歴史文化の力でまちづくり事業補助金 2,000 千円、各種イベント補助金 1,400 千円をそれぞれ追加し、戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金では通知カード等関連事務委任交付金として 1,757 千円を追加しております。民生費の社会福祉総務費では、国保事務費等繰出金で 1,345 千円を追加、認定こども園費では、給食材料費の節の組み替えと工事請負費でエアコン設置工事費として 3,787 千円を追加しております。衛生費の環境衛生費では、賃金で臨時雇賃金 2,459 千円を追加しております。農林水産業費の農地費では、工事請負費で田井地区用水改良工事費として 10,644 千円を追加しております。土木費の土木総務費では、公有財産購入費として 1,032 千円、住宅管理費では工事請負費として 1,000 千円をそれぞれ追加しております。消防費の非常備消防費では、需用費で消防ホース等の購入費 2,351 千円災害対策費では、工事請負費で避難路及び備蓄倉庫移転工事費等 3,281 千円をそれぞれ追加しております。教育費では、由岐小学校費の賃金で臨時雇賃金 1,769 千円、図書館費では、需用費でエレベーター及びトイレ改修費として 1,151 千円、学校給食費では、需用費の給食材料費で 3,807 千円をそれぞれ追加致しております。

議案第 43 号「平成 28 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,793 千円を追加し、総額を 1,235,164 千円と致しております。歳出の補正の主なものは、データヘルス事業及び医療費適正化特別対策事業に取り組むためのレセプト点検専門員 2 名の賃金 1,024 千円、国保安定化計画策定委託料 519 千円等をそれぞれ追加しております。

議案第 44 号「平成 28 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 918 千円を追加し、総額を 1,237,146 千円と致しております。歳出の補正は、総務費の一般管理費・委託料で介護保険システム改修業務委託料の追加であります。

議案第 45 号「平成 28 年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 234 千円を追加し、総額を 235,208 千円と致しております。歳出の補正は、総務費の一般管理費で、日和佐診療所の職員手当等と賃金の組み替え及び阿部診療所のレセプト用コンピュータの保守点検料 234 千円の追加であります。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明と致し

ます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明致しますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議

長 提案理由の説明が終わりました。以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

お疲れ様でした。

(時に 10時05分)

6月16日(木)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の通告者は6名です。通告順に発言を許可します。11番丸龍議員の一般質問を許可致します。

丸龍議員

11番議員 おはようございます。本日は2点、一般質問をしたいと思っております。1点目でございます。橋梁の耐震化についてでございます。地震等の災害における美波町の橋梁は耐震出来ているのか、その点を1点と致します。2点目でございます。美波病院行のバスの利用者数、また運航状況について質問をしたいと思っております。

一般質問に入る前に4月14日九州熊本地震で数多くの死者また家屋の倒壊がありました。被害に遭われた方々に心よりお悔みまたお見舞い申し上げたいと思っております。また5月20日臨時会におきまして、新しく議長・副議長に就任されました川尻議長・舛田副議長、心よりお喜びを申し上げたいと思っております。両議員にはその卓越した手腕を遺憾なく発揮されまして、美波町政発展のため、また議会運営にご尽力を頂きますようにご祈念を申し上げたいと思っております。それでは一般質問に移らさせていただきます。

冒頭熊本地震のお話をさせていただきましたが、地震による橋梁の耐震化についてを一般質問致します。兵庫県南部地震また最近では熊本地震で数多くの高速道路や国道等また主要な幹線道路が甚大な被害を受けました。その多くの道路・橋で桁また桁の落下や橋脚の倒壊といった被害が発生をしております。このような道路の被災は消防活動や緊急物資の輸送など、救援・復旧活動に大きな混乱を及ぼす可能性があるわけでございます。そこで本町美波町管理の橋の数は現在いくらあるのか、また耐震計画は出来ているのか、耐震対策も出来ているのか、できていないのであれば順次耐震化を進めて行かれるのか、まずは1点目お聞きをしたいと思っております。

建設課長 建設課長

建設課長 それでは私から丸龍議員のご質問にお答えをさせていただきます。美波町内におけます橋梁の耐震化の状況についてでございますが、まず国が管理する国道55号に架かります橋梁は32橋でございますが、その全てが「地震による損傷が致命的とならない性能」

を満たしており、落橋に対する安全性は確保されております。現在は、「地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行える性能」となるよう耐震対策が順次進められております。また徳島県が管理する橋梁では、県の耐震補強基準により耐震補強の対象となる橋梁は5橋でその内、緊急輸送道路等に位置付けられる重要な3橋梁につきましては、既に耐震補強工事が完了していると伺っております。次に町の管理する橋梁でございますが、美波町では209の橋梁を管理しておりますが、平成21年度に西河内の日和佐水源地前の永田橋については、水源池から旧日和佐町内へ供給する上水道が添架され重要なライフラインであることから、橋脚の巻き立て補強や落橋防止装置の設置等の耐震補強工事を実施致しております。他、上部工の更新を行った橋梁につきましても桁架り長を多めに確保する等、落橋防止対策を行っております。また、平成23年度からは、美波町橋梁長寿命化修繕計画を策定致しまして、橋の長さが15m以上若しくは地理的条件から重要と考えられます32橋について国庫交付金事業により計画的に維持修繕工事を実施しているところでございます。

今後の取り組みと致しましては、町道に架かる橋梁の更新を実施する際は耐震構造とすることや、長寿命化対策工事等により落橋による重大事故防止及び早期復旧の観点から落橋防止対策を進めてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
1 1 番 議 員

丸龍議員

今、課長から答弁を頂きましたが、町長はですね、従来本町は安心安全のためにですね、日ごろまちづくりを行っていきたくてと言われております。やはりですね、先ほども私言いましたが、やはり地震等でですね、被災した場合に先ほど課長も言われましたが、永田橋の水道の件でもございますが、やはりその橋また道が倒壊しますと大変復旧にですね、長期間要すると私自身思っております。早目にですね、やはり主要な幹線の道路、橋等はですね、耐震してやはり防災地震には強いというふうな取り組みをして頂きたいと思っておりますが、町長今後急速にですね、それを進めて行かれるのか、ちょっと答弁お願いしたいと思っております。

議 長
町 長

町長

はい、順次やらさして頂きまして、防災力を高めてまいりたいと思っております。

議 長
1 1 番 議 員

丸龍議員

今、町長からですね、早速進めたいということで言われており

ますので、期待をしております。

それでは2点目、このままで議長進めさせて頂いてよろしいですか。

議長
11番議員

どうぞ、

それでは2点目でございます。先日医療対策の特別委員会で、この美波病院の私が通告している美波病院行のバスの利用についてを委員会でもしましたが、その中でですね、この現在この日和佐病院診療所と美波病院間で美波バスが運行されております。多くの利用者の方からは「大変ありがたい」という声を聞いておりますが、その反面ただ残念なことがございます。それはこの先日の町長提案理由の説明でもございました。3月が608名、4月が572名、5月が499名、合計1,679名利用というふうになっております。また町長提案理由の説明で主にはですね、由岐駅前から美波病院の利用者が多く、またこのちょっと説明が分からないんですが、5月の日和佐診療所から美波病院の利用者は20名、1日1人あるかないかというこのちょっと数字も再度ですね、詳しくはお聞きをしたいと思いますが、そこでこの通告で現在1日何人程度使用しているのかと、利用しているのかというのは結構でございますので、今後この利便性を考えて、利用者が利用しやすいような方法は考えて行かれるのか、また案があるのか、それをお聞きをしたいと思います。よろしくお願い致します。

議長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせて頂きます。利用者数については、よろしいということ結構なんではないでしょうか。それでは今後の病院連絡バスの運行の方法でございますけれども、特別委員会の方でもお答えはさせて頂いたんですけども、現在美波町には民間のタクシー事業者さん等がございます。それで今回走らせておりますのが無料で住民の方々を病院までお運びするようなバスになっております。そういった民間事業者様にお聞きしながら、協議しながら進めなければならないという点が多いということで、その停留所のカ所等も含めて地域公共交通会議等でですね、その場でその運行方法についても検討・協議させて頂けたらと思います。以上です。

議長
11番議員

丸龍議員

今、総務課長から答弁を頂きましたが、この公共交通会議はいつごろ予定をまたされているのか。また民間委託というふうな今お話もございましたですかね、この間委員会では。それも検討してみると言うようなお話も頂いたと思うんですが、この公共交通会議、これもですね、すぐにですね、対応して何で利用者が少な

いのか、そこのところもですね、急速にですね、ちょっと検討して頂かんかったらですね、せっかくバスを運行していると利用者が少ない。これをなんかですね、やはり利用者が使いにくいところが多分あると思うんですよ。この問題点はちょっと検証されるんですか、どんなんですか町は。ほれも含めてですね、なぜ日和佐病院から美波病院までのんが少ない、私はちょっとお聞きしましたら、「日和佐病院まで行くのに具合が悪いのに、日和佐病院まで行けないと。体が悪いのに何で私日和佐病院まで行って美波病院へ行きたいんだけど、日和佐病院まで行けないんだ」と、そのところでまあいうたら利便性ですよ、そこのところがやっぱり不自由でないか、そこでですね、私が1つ提案したいのは道の駅とかですね、公民館とか、町の人が利用しやすいようなそういうふうな停車場所をですね、すぐにでも設置するとか、そういうのを含めてですね、ちょっと検討するというのはいかがでしょうかね。そこのところちょっと答弁。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

そのバスの運行について、なぜ少ないかっていうところについては、また検討させて頂きませうけれども、もともととといいますか、病院を2病院から1診療所に統合再編するにあたりまして、旧の日和佐病院については外来機能を残して診療所として運営するというので、当初はそのお見舞いとかそういったかたちで通われる方に対してそういった便があるんでないかっていうような、そういう認識でございました。それでたしかに病院等で違った診療科とといいますか、そういった診療を受けられる方もおられるかと思えます。ですからその辺も十分ですね、そのどういった方が使われているかっていうところも調査とといいますか、させて頂きながら、その今言われた道の駅等で停留所を増やしてまた違った方々の運行についても利用できるかどうかというところは、先ほど言われた民間委託も含めて検討させて頂けららと思えます。

議 長
1 1 番 議 員

丸龍議員

今総務課長からも答弁頂きました。検討してみると、これは本当にね、検討の価値ありますよ課長。やはりですね、利用者が増えたら美波病院の収益も上るやないですかね。お客さんがやはりお客様が利用しやすいようなバス、せっかく出しているんですからね、1人や2人いうんはほんまにもったいない話ですよ。もうちょっと町民の利便性を考えてね、検討をして頂きたいと思えます。議長、以上で終わります。

議 長

以上で丸龍議員の一般質問は終了しました。

続いて8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8 番 議 員

議長の許可を得ましたので、私の方からは大きく2問、災害への備えと「美波町教育大綱」の今後の取り組みについて、質問致します。まず、災害への備えについてですが、小さく3点に分けて質問致します。本年、平成28年は、「昭和南海地震」から70年、「東日本大震災」から5年を迎える年となります。徳島県では、この節目の年を、「過去に学び、未来を守る防災メモリアルイヤー」と位置づけ、防災意識の向上や防災力の強化を目指し、県民一人ひとりが毎月1つのテーマに沿って、家庭や事業所・地域において、点検活動に取り組む運動を実施しています。本町の取り組みとして、この毎月1点検運動について、各自主防災会や施設等への啓発は行っているのか、お伺いします。次に、4月14日に発生した熊本地震においては、今なお余震が続き、震度1以上の地震はこれまでに1,700回を超え、地域によってはまだまだ復旧が進まないところもあります。2ヶ月が経った今も、約6,400人が避難所生活を続けており、被災自治体においても様々な対応課題等、浮かび上がってきています。前回、3月議会において、「個別対処危機管理マニュアル」の作成時期については明確な答弁は頂いておりませんが、今日明日にでも起こるかもしれない地震等に対して、発災前にどれだけ「具体的な行動計画が練れているか」つまり、「タイムラインや罹災証明受付などの細かい事務も含めて、やるべきことを整理し共有できているか」は、行政の役割として最も重要だと考えます。3月議会以降の危機管理プロジェクトの取り組み状況についてお伺いします。最後に、実際に被災した場合、指定避難所以外に避難している人への支援や、高齢者や障がい者等、また妊婦や乳幼児等の要介護者・要配慮者が入る避難所の運営は、今後ますます重要になると考えます。地域防災計画や避難所運営マニュアルなど、対応策等の見直しはどのように行われるのか、お伺いします。以上答弁の方、よろしくお願い致します。

議 副

長 町長

副町長

私の方からまず最初に2点目の危機管理プロジェクトの取り組み状況にお答えをさして頂きまして、1点目と3点目につきましては消防防災課長より答弁致しますので、よろしくお願いしたいと思います。個別対処危機管理マニュアルにつきましても、先ほど議員も申されましたけども、これまで何度かご質問を頂いておりまして、先程ありましたように3月議会では、「スピード感を持

って進めていきたい」と言うことで、私の方から答弁を致したところでございますけども、まだマニュアルの見直しの完成には至っておりません。6月11日付けの徳島新聞で、「南海トラフの発生率上昇」という見出しで、今後30年間の震度6以上の地震の発生確率の今年版が公表されまして、静岡県から四国にかけての太平洋側の地域で前回の平成26年版に比べて確立が上昇したという報道もされておりました。また、先ほど議員の方からもありましたように4月14日に発生した熊本地震におけるその後の自治体等の対応を見ていますと、大きな混乱が生じているようにも感じておきまして、先程申されましたように発災前の対応が重要であるということにつきましては十分認識を致しております。このようなことから、今後、危機管理プロジェクトと致しましても、早期にマニュアルの見直しの完成を目指すと共に、危機管理プロジェクトが十分機能するよう、努めて参りたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
消防防災課長

それでは私の方からまず1点目のご質問にお答えをさせていただきます。昭和南海地震から70年を迎える本年、美波町におきましても、昭和南海地震の教訓を風化せることなく後世に受け継いでいくため、昭和南海地震70年行事を計画を致しております。5月27日に行われました美波町自主防災会連合会総会の計画の中でご説明をさせて頂いておりますが、内容と致しましては、自主防災会組織を主体として講演会や昭和南海地震を語りつぐ体験談をお話しして頂く機会を設けたいと考えております。同時に昭和南海地震の写真展等も開催できればと考えております。また県の2016防災メモリアルイヤーにつきましては、毎月違う項目で県の方は点検運動というのを実施しているようでございますが、現段階では周知は充分ではございません。今後、自主防災会の役員会等でも周知を図っていきたいと考えております。先ほども言いましたが、県とは内容が若干違う啓発にはなりますが、美波町と致しましても本年を防災メモリアルイヤーという意識を持って講演会などを実施していき、過去の歴史に学ぶ機会を設けながら防災意識の向上や防災力の強化を図っていきたいと考えております。今後は70年行事の内容につきましては、自主防災会と共に協議をしてまいりたいと考えております。実施が決まりましたら、住民の皆さ

まにも周知させて頂きますので、ご参加についてよろしくお願
いしたいと思います。続きまして3点目のご質問にお答えをさせ
て頂きます。大規模な災害が発生した場合、職員及び庁舎や町の関
連施設等も被災する恐れがあることを考えますと、残された人員
で災害対策業務等に関わりながら、町職員が町内全域の避難所の
運営を担うことには限界があることは、東日本大震災や先の熊本
地震においても明らかになっています。避難所運営につきまして
は、自主防災会組織や地域防災推進員等が連携し、避難所におけ
るリーダー的役目を果たして頂き、避難所に関する運営等をお願
いしたいと考えております。本年度自主防災会連合会で計画をし
ております避難所開設訓練や運営訓練を通じ、自主防災会を中心
とした避難所運営のリーダー育成を行っていく予定です。訓練の
中で一般避難者だけでなく、高齢者や要支援者、女性や乳幼児に
配慮したスペース作りなど多様な人たちへ配慮した避難所作りを
心掛けたいと考えております。また、訓練の際に避難所運営マニ
ュアルにつきましても素案を作成し、実際の訓練や検証の際に素
案の見直しを行っていく予定でございますので、避難所以外の避
難者等への対策なども含め、こういった訓練を重ねることにより、
避難所での課題や問題点などが明確になり、解決策を地域で考え
ていくことにより、自主的な避難所運営ができていくものと考え
ております。以上でございます。

議 長 寺下議員
8 番 議 員

避難所運営に関しては、今、自主防の方でリーダーを育成する
とか、町として避難所運営マニュアルの素案を作って検討・改善し
て行くという話が合ったんですけれども、そういった訓練はどの
ぐらいの程度、半年に1回とか3ヶ月に1回とか、どういう感じ
で考えられているのかっていうのをまず1つお伺いしたいのと、
避難所運営に関しては、本町は外国からの観光客も多く、避難所
においても配慮の対象になると思われれます。そのあたり事前に避
難所内での必要と想定される案内パネル等を作っておくとか、そ
のあたりは検討されているのかどうかについてもお伺いします。
今年もまもなく半年が過ぎようとしています、取り組みに早い、
遅い、ということは無いと思います。私自身、3年前に防災士研
修を受けた時に聞いた、東日本大震災の支援に、実際にDMAT

のメンバーとして行かれた医師の言葉は、今でも忘れられません。「常日頃から出来ていないことは、非日常の事態においては、全くもって何も出来ない。」言い換えれば、いくらハード面を充実させたとしても、それを生かす住民や職員の危機意識、ソフト面の充実がなければ、どうにもならない。訓練を積むことが、防災・減災の基本中の基本ということだと思います。行政対応の課題においても、熊本地震関連では、罹災証明書は6月12日現在、35市町村146,177件の申請のうち、34市町村103,362件を交付したけれども、被害認定調査を不服とした2次調査申請が相次ぎ、市町村は2重の対応に追われているという現状も発生しています。また、本町においては、各自主防災組織に対して、年度ごと運営費20千円、活動支援費80千円の予算がついています。しかし、活動支援費については、申請があつての支払いとなることから、まだまだ備えへの温度差はあると感じます。先ほど、答弁は頂きましたが、本当にそれで大丈夫なのか、この町に愛着を持ち、この町を支え、暮らしている住民に対して、「安心して暮らして下さい」と言えるのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

議長
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方からは先ほどの訓練の今後の予定でございますが、とりあえず本年度予定しておりますのは、自主防災会で8月に避難所の開設訓練というのをまず予定をさせて頂いております。それから10月には避難所の運営訓練というのを予定をさせて頂いております。そのあたりの様子を見ながら、今後の予定というのは立てて行きたいと考えております。それから外国人への看板等の配慮につきましても、こういった訓練を重ねながらどういったもんが必要かとか、そういったあたりも検証しながら訓練をしてまいりたいと思っておりますので、今後そういったことも含めながら検討して行きたいと考えております。以上でございます。

議長
副町長

副町長

私の方から全般的なことでございますけども、議員の方が申されましたように、住民の安心安全を守るっていうのは町の責務というふうに考えております。先ほど私の方答弁を致しましたけれども、そういうようなことでこの危機管理プロジェクトがうまくこう機能するように今後もやってまいりたいというふうに考えております。またご指導ご支援のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長
8番議員

寺下議員

町民の安心安全な生活を支えるというのは町の役目と言われ

ましたし、また訓練においても訓練を重ねながらいろいろ課題を見つけ出して検証して行きたいという話ではありましたが、ここでちょっと少し視点を変えて質問したいんですけども、災害対策本部についてお伺いしたいと思います。発災した時の災害対策本部というのは、被災時には膨大な情報が集まり、指揮系統の要の場所となります。町としての業務継続の観点からも、本庁舎が被災した場合の代替庁舎は重要であります。また本町のように小規模自治体においては、緊急対応的に町職員が避難所運営を行うようになるかということもあると思いますが、外からの支援が入り、徐々に落ち着いたあと、職員が戻れる場所を確保していくこともとても重要だと思います。先ほども申しましたが、発災前に、どれだけ様々なパターンを想定し準備しておけるかは、この町に暮らす住民への安心感をもたらす大きなネックになることと思います。熊本地震が起こったとき、震度7を観測した益城町では本庁舎が一部損壊し、診断が終わらなければ使えないという状況になりました。そこで、児童館の1フロアを災害対策本部にし、約100㎡程度の限られたスペースの中で、町職員・警察・消防・自衛隊・応援職員・防災関係機関などが、多い時で100人ぐらいが、狭い狭いスペースの中で、災害対応に追われたようです。本町においては、災害対策本部の設置の現状はどのようになっているのかお伺いします。

最後に、影治町長は、以前頂いた答弁のなかで、「防災・減災への考え方を、全ての施策のベースとして考えている。」と言われております。今も変わらずその精神でもって舵取りを行って頂いてると思いますが、先ほどの、危機管理監や課長からの答弁を聞いていると、もっと真剣に早急に対応すべき状況であるように感じます。いかがでしょうか。答弁の方、よろしくお願ひします。

議
町

長 町長

私の方の最終の質問に対しての答弁でございますけれども、考え方自身はそのようにも思っております。ひとつひとつの政策っていうのは、今まではこう柱状に、柱上にもう立てられてたと、その内の1つに防災対策っていうのがあったけれども、東日本大震災が起こって以降っていうのは、いわゆる防災・減災対策っていうようなものが面になって、その上に町のいくつもの政策が立っているというようなイメージですっていうことは、常々申しておるところでございます。そういった観点で防災対策、また減災対策を進めております。ですからできることについてはできることからやるというようなことでやっておりますし、今、議員が

おっしゃられたようなハード対策とソフト対策っていうのは、両輪のごとくやっていかななくてはいけないんですけど、ハードの分については予算の関係とかいろいろありますけれども、そんな中で工面をしながらやれるところからやらさして頂いてっていうふうに思っております。ソフトの面については町だけでは出来ないっていうのは議員もご承知のとおりだと思いますけれども、自助の部分、共助の部分、公助の部分というようなトライアングルの中で、連携をしながら進めて行くという中で、特にソフトの分については自主防災会の皆様に非常に大きな役割を担って頂いているっていうところがございます。町と致しましても、先ほど議員の方からご質問のあったメモリアルイヤーでありますとか、そういった啓発も含めまして、やって行こうと思っておりますけれども、悩みはやはりたくさんございます。講演会を致しましても参加して頂ける顔ぶれというのは徐々に固定化しているっていうようなこともございますし、住んでいる住民の方々にそれぞれ同様のようない情報でありますとか、そういったものをお知らせするっていう工夫っていうのは防災に限らず人権もあたりいろいろあるんですけども、難しいところがございますが、それを越えて啓発等をやっていきたいというふうに考えております。そのあたりは先ほど答弁致しました消防防災課長のとおりでございますので、よろしくお願いを致します。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

私の方から災害対策本部に関するご質問のお答えをさせていただきます。災害対策本部につきましては基本的には役場庁舎を利用するということになっておりますが、災害の状況によりましては、地震とかでしたら役場庁舎は新耐震の構造になっておりますので大丈夫かと思うんですが、津波等に関しましては当然浸水区域になっておりますので、使用不能な状態になった場合には日和佐中学校が代替施設ということになっております。以上でございます。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

さまざま答弁頂きましたが、それぞれの自主防災組織や町民は、本当にこの地震津波への備えっていうのを自分事として、「揺れたら逃げる」ということを意識しています。だからこそ、住民の自助で逃げて助かった命を、本当にかげがえのない貴重なものとして、その助かった命を失うことにならないよう、行政においては、様々な状況を想定し、それぞれに具体的なシュミレーションを繰り返し行い、訓練を重ねる必要性、公助の役割をしっかりと考えて頂きたいと思っております。これで1問目は、これで終わります。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

続いて2問目の「美波町教育大綱」の今後の取り組みについてお伺いします。平成28年3月に美波町教育大綱が策定され、「学びと交流による人づくりのまち美波」を基本理念に、3つの教育方針が掲げられています。そこで小さく2点に分けて質問致します。まず、大綱なので、美波町の最上位計画である「美波町第2次総合計画」との整合性も取られているかと思いますが、具体的な行動計画があつてこそその大綱だとも思います。そのような計画は新たに策定するのか、お伺いします。次に、平成27年12月に徳島教育大綱が策定され、重要項目Iとして、『地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進』をキャッチフレーズに、人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくりが掲げられ、「チェーンスクール」と「パッケージスクール」を全県的に展開するとされています。具体的に、「チェーンスクール」や「パッケージスクール」とはこういったものなのか、また本町の各小学校・中学校の児童・生徒数の現況、将来的な推移についてお伺いし、今後、教育委員会として、どのような取り組みを行っていくのかお伺いします。以上答弁の方、よろしくお願いいたします。

議 長
教 育 長

教育長

それでは1点目についてお答え致します。教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受けて、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものとして、策定が義務づけられております。本町では、昨年度に4回の総合教育会議を開催して、大綱を策定致しました。教育は人づくりであることを踏まえ、「学びと交流による人づくりのまち美波」を基本理念として、「学びをとおした人づくり」、「交流をとおした人づくり」、「郷土を愛する人づくり」を基本方針としております。教育大綱は、目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について策定することを求められているものではありませんので、一般的・抽象的な内容としています。具体的な行動計画を新たに策定する予定はありませんが、「第2次美波町総合計画」と「美波町総合戦略」の教育分野にもとづいて、取り組むこととしております。次に2点目の「チェーンスクール」と「パッケージスクール」でございますけれども、徳島県が策定しました「徳島教育大綱」において、徳島発の小中一貫教育の推進として、「チェーンスクール（分散型小中一貫教育）」と「パッケージスクール（一体型小中一貫教育）」の全県展開が示されております。

本来の小中一貫教育は、組織的には校長が1人の学校経営を申しますが、徳島モデルでは、校長配置のあるそれぞれの学校を関連づける小中連携教育を小中一貫教育としているところに独自性があるのではないかと考えております。これは、人口減少により小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保証するための取り組みということで、施設・備品の共用による予算削減や、専門性のある教諭による授業を可能にするなど、小規模校の課題を克服できるものとして期待されております。徳島県における平成28年度の取り組みは、7地域で9年間を見据えたカリキュラムを完成させるとお聞きしておりますので、「小中一貫教育徳島モデル」につきましては、今後の調査研究成果を確認しながら対応していきたいと考えております。次に「チェーンスクール」それから「パッケージスクール」についてでございますけれども、「チェーンスクール」につきましては、分散型小中一貫教育ということで、それぞれの小学校と中学校をチェーンで繋いだというイメージでございます。その中で考えられている成果というのが、小中合同学習や乗り入れ授業の実施、連携体制の整備、小中のゆるやかな接続というようなことで、私達には紹介されております。ここでの課題が移動にかかる経費や時間の確保、交流授業や乗り入れ授業のさらなる充実ということで、授業回数が何度確保できるかというようなところもその効果の中で課題となっております。次に一体型小中一貫教育「パッケージスクール」ですけれども、このパッケージスクールにつきましては、小学校・中学校それから何か社会教育施設であったり福祉施設あるいは保育所などを含めた教育の場ということで、分かりやすいのが牟岐町の例かと思えます。牟岐は小学校・中学校そして保育所・こども園かな、保育所を一緒にまとめて15年間の教育というような方向でされているとお聞きしております。ここにはそのパッケージスクールを核とした地域の連携、地域の支援を頂くような組織も作って地域のコミュニケーションも図りながらその核となる学校の在り方というようなかたちでされているとお聞きしています。「パッケージスクール」「チェーンスクール」につきましては、ちょっと英語の言葉で分かりにくいと思いますが、分散型小中一貫教育、一体型小中一貫教育ということでご理解を頂けたらと思えます。次に生徒数の推移ですけれども、平成28年度におきましては中学校で144名、小学校で210名の児童生徒がございました。27年度昨年と比較しますと、中学校で20名の減、小学校で18名の減ということで、38名の児童生徒が平成27年度から28年度において減少して

いるということになります。この傾向は今後も引き続いて変わることなく減少傾向にございまして、将来的には学校の在り方について、特に中学校とかはクラブ活動の在り方とか、近々の課題として現在も対応について検討しているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

先ほど答弁頂きました、行動計画（実施計画）については、策定しないということでしたが、大綱の中の3つの基本方針の推進項目に掲げられているものの中に、「地域性を活かした特色ある教育活動、多彩な交流を推進し広く繋がる人を育てる、ふるさと学習を充実させる」とあります。これまで、各学校の学校教育目標の中で実践されてきたことをより発展させ、充実させるという意図であろうと思いますが、その具体的な内容について、それぞれ検討されているような内容が分かれば分かる範囲でお伺いしたいと思います。先ほどまた「徳島モデル」に関しては、「今後の調査研究を見ながら対応していく」と言うお話でありましたが、今後調査研究を見ながら本町としてそういうことに取り組んで行くとなれば、各学校の学校教育目標や学校経営の基本方針等、現状の学校要覧に書かれている掲載内容と、そのあたりをどのように整合性を図り、各学校においてどのような連携方法を取るのか、現状で考えられていることを伺いたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長

大綱の具体的な取り組みということでございますけれども、現在、既に学校の中でやられているものを延長にあるとは思っております。総合的な学習におけるふるさと学習、それから自然体験、それから中学生議会であったり職場体験であったり、あるいは地域防災に係る取り組み、社会教育でいえばスポーツ大会でありましたり、交流的な意味では桜街道夢マラソンというような取り組み。そのようなものをこれからも続けて行って、また新たなものにつきましてはその都度取り入れて取り組んでまいりたいと考えております。次に小中学校の連携、学校教育目標との関連、要覧における学校経営目標というようなことでございますが、これにつきまして今現在のところは学校それぞれで町の教育委員会の示しました教育基本目標に基づきまして、校長先生、学校の方で立てて頂いております。これが将来的にそのチェーンスクールそれから、パッケージスクールは難しいかも分かりませんが、チェーンスクールというようなことになると、おそらくその授業、一番は教育課程の問題だと思います。授業の中でどのように

それぞれの学校が合同学習をしたり活動をしたりするのかというところが一番難しいところだと思います。基本的にはそれぞれの学校が求める子供を育てていくという方向性については、それぞれの学校で定めて取り組んで行くということで、支障があるとは考えておりません。以上答弁とさせていただきます。

議 長
8 番 議 員

寺下議員

今後の教育大綱を実践していく上で、いろいろな学習内容と充実させていくというお話もあったんですけども、やはり今頂いた答弁では、本町の教育行政において、この厳しい人口減少に今まさに直面する中で、将来を担う子どもの育成をどのように考えているのか、具体的なイメージが見えてきません。人口減少には、移住交流も有効な策ではあるかと思いますが、やはり、この町に住み続ける、またいったん町を離れてもUターンする若者を増やすことが、大事ではないかと私自身は考えております。先ほど、本町の児童・生徒数の現況や将来的な推移についても答弁頂きましたが、残念ながら、現在、町外に出ていく子どもたちが増えていくのは事実です。この自然豊かな美波町で、どのような子どもを育てるのか、そのためには今私たち大人がすべきことは何か、総合教育会議のみの協議だけではなく、これまで美波町の文化や歴史を引き継ぎ、育んでこられた、豊富な経験を持つ町民も交えて、厳しい人口減少に挑戦する本町の教育を考える機会を作ることにも必要なのではないのでしょうか。この件に関し、最後に、教育長と町長、それぞれのお考えをお伺いします。

議 長
町 長

町長

未来をつくる子ども達ということで、先生の考え方と同じでございましてけれども、以前から申しておりますように、子ども達には本当に地元を郷土を誇れるような人間に育てて欲しいというようなことを中学生議会、それからことあるごとにそういったことをお伝えしながら、そして園校長会、今、園がありませんけれども、そういった場所でもそういう子ども達を育てて行って欲しいというふうをお願いをしているところでありますので、学校の中でもそのように意識をして育てていってくださるものというふうに思っております。いわゆる学習っていうのが基本になり、そして人間を育てる過程というようなことで、人を育てていって頂くっていうようなところが教育の両輪かなというふうに思っておりますので、よく言われる智徳体っていうようなバランスのいいようなかたちで子どもを育てて頂いて、そして議員がおっしゃられたように一度は高校そして大学等へ進学されるときには、この町を離

れるってということもあろうかと思えますけれども、将来またこちらの方に帰って来れる、帰って来て頂けれるような、子どもはまちづくりをしながら、そしてそのお子様たち、児童生徒の方にはそういった意識も持って頂けるようになっていうようなことで体験をして頂いているというふうに思っております。これは学校だけに押し付けるものではございませんで、やはり地域社会が共に支えていくってということになりますから、家庭と学校と社会との連携というまた違ったこの連携の在り方もあろうかと思えます。そういった中でしっかりと連携を踏みながら、子どもを育てていくってということが大事なのかなというふうに思っておりますけれども、私が申し上げることは本当に関連的な一般論的なことですが、そういったことを私自身は考えている、思っているというようにございませう。以上で。

議 長
教 育 長

教育長
教育委員会としましては、ここにもありますが郷土を愛する人をつくるというのがやっぱり大きなテーマだと考えております。これはやっぱり地域の皆さんに支えられて、今、自分たちはここで教育を受けて、安心して教育を受けていられるというようなことを伝えて行って、子ども達に将来その故郷に帰ってきたいというような思いを抱くような教育を学校の方ではして頂きたいと思っておりますし、現に郷土を愛する教育というのはなされております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
8 番 議 員

寺下議員
ただ今答弁を頂きました。人口減少が加速する中で、将来を担う子どもたちに対する教育の役割は、ますます重要になります。今後も、大綱に掲げられている「学びと交流による人づくりのまち美波」を実践するために、先ほど町長も申されましたが、この町を知り、町に暮らす様々な大人たちとふれ合い、この町が好きで、この町で育ったことを誇りに思う子どもの育成に向けて、現場の先生方、また地域とともに、尽力頂くことを大いに期待致しまして、私の質問は終わります。

議 長

以上で寺下議員の一般質問は終了しました。
小休します。

(時に 9時56分)

(小休中)

(時に 10時10分)

議 長

再開します。
続いて10番向山議員の一般質問を許可致します。

向山議員

10 番 議員

それでは私から2点ほど質問させて頂きたいと思います。病院診療所の跡地活用について、それから公民館の修繕費についてお伺いしたいと思います。まず始めに病院診療所の跡地活用についてでございますが、美波町内にありました2病院の再編も紆余曲折もありましたけども、入院設備を備えた美波病院は今春に完成し、また人工透析が出来る医療保健センターにつきましては、来春予定、当初予定より約1年間遅れてであります但し完成予定で、今後美波町民の医療の確保並びに健康増進が期待できるところです。さて、病院等の跡地につきましては、私達にもどのようにするのかという町民から尋ねられることもあります。解体処理については多額の費用もかかると思いますけども、その建物跡地について取壊し時期やその活用は町の方はどのように考えているのかお伺い致したいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせて頂きます。旧日和佐病院の建物、現在の日和佐診療所の建物の跡地利用についてでございますが、医療保健センター建設時の補助事業でございます社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画に含んでおりまして、現在その跡地については第1回目の住民との意見交換会を4月4日に開催致しております。第2回目を6月20日に開催予定と致しております。基本的には、隣接する児童館やデイサービス、親水公園と調和した公園として整備することと致しております。詳細については、今年12月頃までにまとめる予定と致しております。一方旧由岐病院に跡地につきましては、まだ検討に着手していない状況でございます。今後関係者の皆様にご意見を伺いながら、検討させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上答弁とさせて頂きます。

議 長
10 番 議員

向山議員

今の磯野総務企画課長から答弁を頂きまして、診療所後については既に地域住民との意見交換会を行っておいて、例えば小公園等なんかのある程度の考えも示されておるようです。ところが由岐病院については既に美波病院に移転、再編して休館状態になっております。むしろそちらの方を急いで検討すべきでないかなあと思っております。そこで私の提案としては、今、総務企画課長からご提案・ご意見等も頂きましたように、地域住民と意見交換が行っておるということで、社会資本整備の交付金で考えておられるということですが、これは地域住民のみならず、やはり町全体で検討すべきでないかと思っております。もちろん付近住

民の意見は尊重すべきだと思いますけども、今後は跡地利用活用検討委員会とでも称した地域住民を含めた委員会等組織を設立して、検討すべきでないかなあと考えております。そのあたりまた答弁をお願いしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

現在こちら日和佐診療所の跡地についてはそういったかたちで進めさせて頂いておりましたが、その旧由岐病院の跡地の検討につきましては、今、向山議員さんがおっしゃられたような検討委員会も設置する必要があるのではないかと私は思いますけれども、非常に由岐病院さんの、旧の由岐病院さんの周り民家等も隣接致しておりますので、非常に壊すにしても非常に慎重に行わなければならないという点もございますので、その辺は充分検討させて頂いて、どういう組織でそれを検討して行くかというところもさせて頂きたいと思いますので、また今後ともよろしくお願い致したいと思います。

議 長
10 番 議員

向山議員

旧の日和佐病院並びに由岐病院の再編にあたっての1つの原因っていうのは、やはりこう危険なということがあります。浸水地域であるということと、耐震化ができてないということも大きな原因でなかったかなあと、あったからと思います。由岐病院についてはですね、3階建ての大変地震があった場合、倒壊する、どの程度倒壊するか分かりませんが、やはり影響を及ぼす可能性はあるんでないかなあと考えております。例えば今、私の耳に入っておるのは、小公園とか駐車場とかいう、ただの広場とかそういった町民からの声も聞こえております。ぜひとも早い機会に、先ほど申しましたように、非常に経費もかかることですので、なかなか実現も難しいと思いますけども、そういった活用面についてはですね、早い機会にそういった検討する機会をもちろん町民の意見を聞けるような体制で検討をお願いしたいと思います。なお診療所については、もちろん3月まで稼働するという事で、地域付近の方の意見もお聞きできておるようですけども、広い、大所高所から、今からできるのであれば大所高所からこう美波町にとってこういった活用が必要であるのかを含めて、また出来る限りそういった面で検討お願いして、私の第1問を終わりたいと思います。

議 長
10 番 議員

向山議員

次に公民館の修繕費についてでございますが、これについては昨年12月議会の定例会で質問したところでございます。地域の修

繕費が地域の財政に負担をかけている、今後かける恐れがあるということで質問させて頂きました。その答弁として町は「他の施設や他の制度との整合性を踏まえ検討したい」という回答をされております。検討して頂いておるようなお答えは頂いておりますけれども、その後、最終的に検討結果がどうなったのか。12月私が質問させて頂いた以降ですね、どういった検討をされて、その結果どうなったのか、まだ検討は、最終的な検討結果が出ていないのかどうか、そのあたり回答をお願いしたいと思います。

議 長
社会教育課長

社会教育課長
お答えさせて頂きます。まず公民館の修繕費の地元負担につきましては、現在公民館の管理に関する協定を結び、300千円の負担を頂くこととしております。しかし、向山議員のおっしゃられたとおり、施設の老朽化により修繕を要することが増え、そのことが地元公民館に対しまして財政的にも負担になっていることは教育委員会としても認識しております。負担の見直しについては必要性があると考えております。そこで他の施設との兼ね合いですが、他の施設等についてもお聞きしましたところ、それぞれ施設によって設置状況とか設置からの年数等もいろいろありまして、一概に一本化した金額でということとは難しいんじゃないかというふうなことになっております。そこで公民館としましては、公民館全館に係る分として検討を進めておるところでございます。その中で現在の検討状況としましては、教育委員会としましては、今現在の協定が平成27年度協定をまき直して、平成29年度までの3ヶ年の期間の協定となっております。そのことから、次回更新時である平成30年度を目処に、負担額の見直しについて考えて行きたいと思っております。以上でございます。

議 長
10番議員

向山議員
今の社会教育課長からは、昨年12月に住田当時の課長からお答え頂いた、ほぼ同じような答弁だったかなあと思っております。次回の協定期間までに検討するということで、お答えは頂いたんですが、協定内容、協定条項、今把握をしておりますけれども、その中で例えば検討が早く済めば協定の巻きなおし、これは法律的にどうかなあという、ちょっと調べてみると分からないんですが、できるだけ早くですね、結果を出して頂くなりして頂ければありがたいかなあと思っております。今の制度については日和佐町・由岐町合併時に両町が協議して合併協議の中で定められた制度、方策でありまして、もう合併から10年も経過してそれぞれこれによかったのかなあ、いや改善が要するところがあるんじゃないかなあ

というところについては、この制度を含めてですね、多々ほかにもあるかなあとしますので、そういった観点から他の施策も含めてですね、この際、見直しが必要であれば見直しをして頂きたいというところなんですけども、今、協定を結んでおる期間が済めばということなんですけども、そのあたりはどんなんでしょうか、できれば結果が出れば早い機会に協定の巻き直しができるのかどうか、ちょっと分かりませんが、ちょっと検討をお願いしたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

議
町

長 町長

この件につきましては、議員から発議・提案を頂いておりますので、予算の件もございまして相談も受けております。そんな中で今、社会教育課長が申しあげましたように、平成30年度からは下げる予定でいこうと思っております。金額はまだ決まっていないというようなことですので、それをご理解を頂いて、それで新しく協定を巻く、いわゆる平成29年度には金額をお示しして、今よりは安い金額で協定を巻き直すという方向でございまして。

議

10番議員

長 向山議員

今、町長から次回協定時には、今、地元負担が300千円までの工事・修繕費については地元負担であるという額を減じる方向で検討して下さっておるということで、うれしい答弁だったかなあとと思っておりますけども、町の財政、地元は地元です、地元の役割。また町は町の役割もございまして、その観点からも十分慎重に検討して頂いて、対処して頂きたいことをお願いして、私の質問を終わります。

議

長

以上で向山議員の一般質問は終了しました。

続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。

永本議員

7番議員

大変お疲れのところでございますが、続いて3点について町長にお聞き致したいと思っております。よろしく申し上げます。

1点目、テレビ中継システムの構築について、参考資料としてお手元に配布させて頂いておりますが、徳島新聞6月1日号でございまして、10市町傍聴50人以下、これは議会傍聴の数でございまして、これについては人口25万の徳島市から人口2千人台の佐那河内村まで一括して比べることはできないと思っております。見て頂きたいのは、左側の15市町CATV放送というところと、それから右下にあります大学教授のご意見、このあたりを1つお読み頂ければありがたいなあとと思っております。2015年度に

おきまして、県下 24 市町村のうち 15 市町、その内阿南市については庁舎新築と同時に 17 年度から実施すると聞いております。24 分の 16 きっちりと 3 分の 2、約 70% が稼働しておるといことでございまして、残念ながら我が町は残り 8 町村の中に含まれておりました、時勢に取り残されて来たのではないか、そういった寂しい感がするわけでございます。テレビ中継特別委員会も設置されて、本町ではかなり研究も進めておるところでございます。しかしながら議会の中にも反対される方もおりました、必ずしも一枚岩ではない状況でございます。しかしながら、この鳴門教育大学の山本準教授が申されておりますように、「本会議の傍聴者が少ないのは、議員は質問書、行政側は答弁書を読むだけの繰り返りで、丁々発止のやり取りが少ないからだろう。テレビ放送やネット配信は本会議だけでなく、委員会まで公開して欲しい。財政規模によって住民の知る権利が損なわれることがあってはならず、放送や配信に多少の投資がいったとしても、課題を共有して住民を行政に巻き込む仕組み作りは進めて行くべきだ。住民も議会も緊張感を高めるために、積極的に傍聴や視聴をすることが重要だという」こういうご意見を発表されております。今やテレビ中継システムについては、時代の常識となっております。本町の今後の取り組みについて影治町長の見解をお聞きし致したいと思っております。私はこの問題については、議会の中にもいろいろな意見がありますけれども、しかし最終的には影治町長が G O サインを出すか出さないか、7 千人の住民の前に決断力を取られる問題だと思っております。先般購入した城山の藤岡邸の購入費に約 18,000 千円、建物の補修費用に 15,000 千円、合計 30,000 千円を出費致しましたが、本町発展の為に必要な買い物であったと考えております。ただ何人の住民があるいはゲストが利用されるのか、限られた人数になるかと思われま。それに比べてテレビ中継システムは全住民に利用機会があります。町長の賢明なご英断を示して頂ければありがたいと思っております。決断と実行、これが優れた指導者の最大の条件だろうと思っております。ご答弁よろしくお願い致します。

議長 総務企画課長

総務企画課長

私の方から少し答弁させていただきます。議員がおっしゃられてます 6 月 1 日付けの徳島新聞の報道では、テレビ放送又はインターネットによる配信がなされていない自治体は 8 市町村で、平成 29 年度に放送を予定しておられます阿南市を除きますと、その人口規模は 1 万人を切る小規模自治体ばかりとなっております。これ

は新聞記事にもありましたが、小規模自治体は財政的な余力がないことが大きな要因の一つではないかと考えられます。人口規模では例外的に那賀町が1万人を切る自治体では唯一テレビ中継を行っておりますけれども、県下市町村で三好市に次ぐ行政面積を保有していることからすると納得ができるところでもございます。以前にも答弁させて頂いておりますけれども、議会中継システムの導入につきましては、平成18年6月議会に議員発議で議会中継システム条例の制定について議論されましたが、調査研究の必要があるとの動議が出され賛成多数により継続審議となっております。その後、平成21年の6月議会において行政・議会情報配信システムの構築に関する決議が賛成7人、反対6人で採択されたことに伴いまして、その財源について模索して致しておりましたところ、丁度良い具合に国の経済危機対策交付金が交付されることによりまして、その財源によって現在のシステムを整備させて頂いております。

このように、議会中継システムにつきましては導入以前から議会主導で進められてきた事業でもございまして、運用につきましても議論頂き多額の経費が掛かることから、比較的安価なインターネットによる配信に至っております。議員のご提案の件につきましては、費用面や人的配置など様々な面からの検討が必要であると考えております。今後もテレビ中継特別委員会での議論並びに議会のご意見も頂き進めさせて頂ければと思っておりますので、今後ともご指導の程よろしくお願い致します。私からは以上でございます。

議
町

長
長

町長

議員からは町長の考えをとということでございますので、私の所見を申し上げたいと思います。大阪大学の元総長に鷲田清一先生がいらっしゃいまして、その方が「価値の遠近法」というのを唱えておられます。哲学者でもあるわけですがけれども、それはまあ4つの面から物事を見なさいというようなことで、1つ目は絶対に必要な物、2つ目はあればいいけどなくてもいい物、3つ目はないほうがいい物、4つ目は絶対にあってはいけない物っていうようなことをおっしゃられてまして、私も町政を進めるうえでいろいろとまあ参考にさせて頂いている考え方でございます。議員の方からもご質問もございましたし、今までにもこのテレビ中継についてはいろんな方から一般質問等を頂いております。その必要性についても重々承知しているつもりでもございます。そんなこともございまして、新たな議員構成となった前回の議会の選挙の後

に、このテレビ中継の特別委員会が設置されまして、数時に渡って検討をされております。それもお聞きしているところでございまして、東みよし町をはじめ那賀町等をご視察もされているというようなこともございまして、その報告についても、結果についてもご報告を頂いているところでございます。そんな中で議会広報、議会のいわゆるテレビ中継等のことでございましてけれども、先ほど申し上げました4つの中から言いますと、私の中では2つ目の位置にあるかなあというふうに思っております、そんな中でも議会広報についてケーブルテレビで流すって言うことが議会がある意味コンセンサスを得て、議会の中で統一した意見の中でそういったことをやっていこうというようなことになるってというのがまあひとつは判断としてはあるかなあ。2つ目の課題は、これも特別委員会の方で、テレビ中継の特別委員会の方でケーブルテレビ徳島の方から招聘をしてご説明を頂いた資料を頂きましたけれども、その中には初期投資が確か89,500千円以上掛かるというようなこととか、ランニング費用が毎月1,200千円、1年ですと14,400千円掛るってというような書類もございまして。また人的な配置については、これはやり方かなあとは思いますが、那賀町におかれましては正規職員6名を配置、東みよし町は1名の方というふうに大きな開きもございまして。そういった課題を解決して行きながら、これに向けてというようなことでもございましたと思います。その中で先般、前年の12月議会で戎野委員長から一般質問頂いたわけですが、当時の私の答弁は全部覚えているわけではございませんが、内容としては「まだまだ審議をと調査を、もしくは研究をする余地があるんじゃないか」というようなことを申し上げたような気がします。ということで、今も永本議員さんからのご質問でございましてけれども、私としては「今やります」「やりません」というようなことを申し上げるタイミングではないというふうに感じております。ですからもう少し調査をして頂いて、そして研究をして頂き、視察であってももっと多くのところでやられているということですから、そこを研究しながら美波町にあった方法がどんなものかということ、議会と町とで一緒になってやらして頂いたらというようなことは、前からも申し上げているところでございましてけれども、その点につきましては今も考えとしては変わっておりません。一応所見になりまして、一般質問の答弁にならないかも分かりませんが、前段総務企画課長が申し上げたのが答弁というようなことで、私が申し上げたのが私の所見ということで、答

弁に変えさして頂きたいと思しますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 永本議員

7 番 議 員 ご答弁ありがとうございます。しかしですね、これは住民の考え方というのが一番大事だと私は思っております。近々住民説明会を特別委員会としても開催するわけですので、その時はやはり町長もご出席頂いてですね、住民の声を十分に聴いて頂きたいなあというふうに思っております。広報説明会の時にですね、いろいろ由岐地区・日和佐地区からもご意見がございまして、町長は選挙に立候補された時は「住民対話の行政を進めるんだというようなことを言われておったけれども、余り由岐の方にも来てくれない」、そういうようなご意見もございましたので、やはり首長選挙なんかが迫っておりますので、そういうこともひとつ勘案頂いてですね、できる限り前向きで取り組んで頂きたいと、住民の位置を最大の条件にしてですね、住民がやってくれと言えは鳴門教育大学の山本準教授が言われておりますように、ある程度の出費があるとしても、それは民主主義のコストとして当然支払うべきものだというように思っております。ただ単に費用対効果だけで考えるべき問題ではない、知る権利、住民の知る権利、これ非常に大事な権利でありますから、ほのあたりをひとつ踏まえて今後もひとつ町長にお取組を頂きたいと思います。この点については終わります。

議 長 永本議員

7 番 議 員 2点目をお願い致したいと思います。課の再編成、特に産業振興課は本町の全産業を一括りにして最終1人の課長に全責任を持たせる仕組みになっておりますが、かなり無理があるのではないかと考えます。商店の廃業が相次ぎ、住民の生活文化が大きく破壊され、先祖の代から長らく続いてきた住民の絆が大きく失われ、限界の町から消滅の町へ没落の進行が始まったのではないかと。農村社会の限界集落から消滅集落への進行も止めることが出来ない大きなうねりとなってきております。大きな期待を持って作られた産業施策検討懇話会、これについても有名無実で空洞化しているのではないかとこの厳しいご意見が町の方からあるいは村の方から出てきております。IT、SOにうつつを抜かして基幹産業の凋落衰退を放置しているのではないかとこの厳しい住民の声が届いております。農林水産業の6次産業化、企画観光部門の新産業の開発、商工業の再生等々、現実には長い長い休眠状態にあります。農林水産課、商工観光課を2分して専門化、深化を図っ

ていくべきだと思っております。町長の所見を求めます。よろしくお願ひします。

議
町

長 町長

ご答弁をさせていただきます。美波町では合併後、簡素で効率的な組織機構を目指しまして、組織機構及び事務事業の見直しを随時行ってまいりました。組織の機能につきましては、「統合」と「分割」を数次に渡って実施致しまして、その結果、合併時に17あった課等が現在14となっております。また職員数も合併前に比べまして30名程度減っております。一方で、それぞれの課等の業務量は、地方分権による権限委譲や新規事業等により増えている状況であり、さらに増える傾向でもございます。お尋ねの農林水産と商工観光を分割して、専門化、深化を図るべきってというようなことでもございますけれども、現在の職員数の中で分割するとなると、産業振興課は農・林・水・商工・観光及びそれぞれのジョイントによる行事・イベント等が数多く抱える課であるため、業務量の時期的増加に対して柔軟に対応することができない恐れもあることから現在のところ産業振興課の分割は考えていませんけれども、今後におきましては、事務事業に対応し行政課題を解決しながら持続可能なまちづくりを推し進めていくための組織・体制づくりには、必要に応じて行って参りたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思ひます。また産業施策検討懇話会については、3月議会で北山議員さんに答弁をさせて頂いているとおりでございます。その後の新たな動きと致しましては、今月2日に第7回目を開催をさせて頂いておりますが、今後についても随時開催していく所存でありますので、合わせてご理解を賜りたいと思ひます。以上答弁とさせていただきます。

議

7 番 議

長 永本議員

見解の相違ということがあろうかと思ひます。これだけの大きな本町の産業全般を1人の課長に全責任を持たすということについては、相当な無理があるんでないかと思うわけでございまして、各産業にですね、細やかな目配りが出来てないのではないのか。簡単な話でございましてけれども、以前から問題になって取り上げておりましたドクダミ栽培ですね、昨日実際に作っておられる小部さんに話を聞いてきましたけれども、1回目の刈取りで1畝の田んぼから900kg生の草でキロ当たり60円、1畝の田んぼで1回目に55千円の収入があったと。1反に直せば、簡単に直せば550千円、2回刈をすれば1反に1,000千円と言うような数字が出てくるわけで、そのとおりになるというわけではありませんけれど

も、およその数字が出てきておるわけでございます。それからもう1点はこの場におられます中川先生とヤギの件について那賀町へ先般視察に行ってまいりましたけれども、貴重なご意見を頂いてまいりました。というのはですね、ヤギを飼っておけばサルが来ないと、原因は分からない。ちゃんと本にも載っておりましたけれども、このあたりもうちょっと調べて本当にそれはそういう効果があるのであればですね、それを活用して行けば防護柵があるのか、なくても実行できるのんでないか。こういった細やかな指導といったものがですね、町の方ではできてないというふうに思うんですよ。ドクダミについてもですね、実験ばかりやっとならなくてしょうがないで、片一方もう商業化して実行しておられる方がおるじゃないですか。こういう方のご意見を聞くべきだと思います。それから産業施策検討懇話会が空洞化しとるんでないかと、これについてはですね、本町の前副町長でありました中東さんから電話を頂いて、「頑張ってくださいよ」と「商工の方でも商店の廃業ばかり続いて、全くわしは肩身が狭いんじゃない」というようなご意見でございました。そういうことから質問させて頂いたわけなんです、ここはひとつ町長ですね、決断力というものの方が問われるのではないかと考えております。そういうことを1つ要望申し上げまして、この点については終わります。

議 員
7 番 議 員

長 永本議員

3点目、サテライトオフィス誘致協定。これについては5月7日同じく徳島新聞の記事によりますと、美波町SO誘致協定とありますが、5月26日現在13社まで全てこれ津波浸水区域内にあります。今後の誘致については津波防災の立場から、あるいはまた町内全体均衡ある発展、これを図るためには農村部の方に配置をして頂ければありがたいなあと考えております。これについて町長の見解を求めます。お願いします。

議 町

長 町長

サテライトオフィス誘致関係についてご答弁を申し上げます。美波町におけるサテライトオフィスの取り組みは、平成23年度に徳島県が限界集落の活性化を図る「とくしま集落再生プロジェクト」の取り組みの1つとして、全国でも有数のブロードバンド環境を活用したITベンチャー企業のサテライトオフィス誘致の呼びかけに、サイファー・テック株式会社が本町へ進出を意向を示して頂き、平成24年5月25日に美波町文化交流施設にサイファー・テック株式会社「美波Lab」が開所したことから始まりまして、現在13社の方に進出して頂いております。また、サテライト

オフィスの取り組みは「新しい働き方」「新しい生き方」等とも相まって、地方創生の切り札の1つとして期待されているところでもあります。

今後の誘致につきましては、「津波防災また町全域の均衡ある発展を考えて、農村部に配置すべきでないか」というようなお尋ねでございまして、端的に申し上げまして、サテライトオフィスにつきましては、私自身は「農村部に配置すべき」または「農村部に配置すべきでない」というような極端な考え方は持っておりませんで、サテライトオフィスを設置するのは企業さんっていうのは、ある意味伊達推挙で来とうわけじゃなくて、それぞれ企業の「課題解決」や「変革」また「さらなる成長」を求めて来られております。ですから町と致しましては、その来られる企業さんに対しては、「この地域についてはこのようなリスクがありますよ」と、先生おっしゃられた「津波の影響も受けます、浸水区域でもあります」というようなことの情報をお伝えした上で、最終的にはその社長さんがリスクも含めて経営者としてご決断され選んで頂いていると、いうようなところでございますので、今後につきましても、こちらの方にサテライトオフィスを誘致したいという企業の方々には、今まで同様に、それぞれ先生がおっしゃられた農村部に行きたいって言う方については、農村部に行って頂くと、海岸で今の来て頂いている人達のように、サーフィンがしたいであるとか、釣りがしたいであるとか言うようなことで、海の見えるところに住んでみたいって言う方には、そのようなかたちで、相手方の希望を伺いながら、進めて行かして頂こうというふうに感じておるところでございまして、ご理解を頂きたいと思っております。

議長
7 番 議員

永本議員

この問題につきましては、1週間ほど前に地域活性化支援会社の吉田基晴社長と直接話をさせて頂きました。ということで「今までその点に気が付かなかった」というようなことを言っておられましたが、「津波の恐ろしさというものをよう頭の中に入れとかないかんぞ」ということを申し上げて、そういうことで今後については農村地域に来て頂きたいと思うんですけれどもなっというような話を致しましたら、「分かりました」ということでございまして、それから先の話はしておりませんが、基本的に町長先ほど申されたように、全町の均衡ある発展を進めて行くというのが我々の立場でなかろうかと思うので、今後は吉田社長にもそういう意味から農村部の発展に協力してもらおうというようなこ

とで進めて行きたいと思いますので、町長の方もその点ご理解を頂いたらありがたいと思います。これを持って私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。

中川議員

12番議員

私はこの3月議会、前の3月議会で臨時職員の処遇改善について質問を致しました。特に前回では臨時職員の年次有給休暇の付与について質問をしました。特に労基法、労働基準法どおりの日数を付与するように改めるべきだということでした。と同時に、板野町ではこの4月から労働基準法を上回るようなそういう改善をしておると、ほういうことでいっぺん調査をしたらどうかと。また労働基準監督署なんか、「町の規定は法に違反しているかどうか聞いたらどうですか」と、ほういうふうに言うておりましたが、それはやって、調査とか相談はしたんでしょうか、と言うことをお聞きしたいと思います。前回の3月議会の時の町の答弁は、臨時職員を採用する際に「1年、長くても1年限りですよ、この1年間で年休は10日間あります」と、そういうことで労働基準法どおりだと、そういうお答えでした。労働基準法は雇用して6か月経過したら10日間となっていますが、その後年数を経るにしたがって6年半後には20日間と、その時効がありますから、そんなんも入れたら正規職員の場合には40日もあるとなっています。ところが町の臨時職員の場合には規定で何年間やっても10日間のままと、繰越は「年度内では繰越すけれども、それ以上はできません」と、そういうお答えでした。しかしこれは労働の最低基準を定めた基準法に明確に違反しておると思うんですが、そしてこの町の規定は無効だと考えるんですが、町の見解を求めます。

議 長

総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。議員がおっしゃられた板野町に問い合わせしてみました。それで問い合わせた結果、昨年度からでございますが、継続して雇用した場合は年休を次年度に繰り越しているということでございました。ただ中断期間というのは設けていないとのことで、美波町とは少し違った雇用方法かと思っています。臨時職員の採用につきましては、地方公務員法第22条第5項に基づき行っております。地方公務員法では、臨時的任用を行う場合の任用期間として、「6ヶ月を超えないものとし、6ヶ月を超える期間内で更新することができる。再度更新はできない」とされて

おります。このことから、美波町では同一の者を採用する場合でも雇用を一端中断して、新たに雇用をしております。このことから年次有給休暇の繰越は出来ないものとして判断を致しております。ただし、他町では年休を次年度に繰り越しを行っているということもあります。制度的にも複雑なものとなっておりますことから、その他の町村の状況も踏まえながら、その取扱いについて、今後研究をさせて頂ければと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。以上答弁とさせていただきます。

議 長
1 2 議 員

中川議員
問い合わせをしたということでありまして。それはありがたいと思っております。ただ今度の7.4総務省通知これによりまして、労働基準法における年次有給休暇の付与にかかる継続勤務の要件については、勤務の実態に即して判断すべきものであるもので、期間の定めのある労働契約期間の終期と始期の間、短時日の間隔を置いているとしても、必ずしも当然に継続勤務が中断されるものではないことに留意することと指摘して、中断期間があっても実態を見て、実態が続いとんだったら継続勤務扱いにすると、ほういうことになっております。これは労基署に聞いても同じであります。ですから、検討して下さいということなんですが、やはり10日のままで置いておくというのは、あきらかに違反であります。早急に改善して頂きたい、こう思います。検討というお答えだったんですが、もう一歩進めて早く解消して頂きたい。というのはね、この問題は総務省7.4総務省通知とか労基署が見解を示しておるんですが、それを受け入れて早く継続勤務ということ認めて、さっき言うた基準法に沿ったそういう扱いをして頂きたい。本来こうやって臨時というんはあくまでも臨時の仕事なんですけども、実態としては何年もやっているということは、本来は正規の職員でやるべき仕事でありますし、ですからそれを安い低い条件労働条件の下で頑張っておるわけですから、それに見合う待遇を、処遇を改善するようにお願いしたいということを強く求めてこれについては終わりたいと思います。検討をね、しますということですが、もう一段突っ込んでお願いしたいということをお願いしておきます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長
議員おっしゃられる総務省通達については、私の方でも十分拝見させて頂きながらですね、もちろん検討させて頂きしますので、その辺につきましてはご理解頂けたらと思います。よろしくお願い致します。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

それについてはよろしく申し上げます。また場を改めていきたいと思います。

次に 2 番目に仮設住宅についてであります。熊本地震からちょうど 2 ヶ月が過ぎ、そしてこれを見ていよいよ南海トラフ巨大地震とその津波の災害ってのがいつ来てもおかしくないなというふうに感じるようになりました。特に熊本については、私 30 年以上前から訪れておるんですが、そういうことは、地震なんていうことは想像もしなかったわけですが、そういうところで今回非常に大きな地震が発生して、しかも 1 ヶ所に留まらずそれが辺に広がっていると、ほういうことから次は四国に来るんじゃないかと、そういうふうに思っ大変不安になりました。美波町もこの今度起こるであろう南海トラフ巨大地震で、これに伴う津波が心配されているんですが、沿岸部について見たらほとんどの家屋が流出するんじゃないかと考えられるところなんです。津波については生き残るということを第 1 に考えて、避難路などかなり出来ていると思うんですが、ただその後のことが心配です。東日本大震災や熊本地震など見ていても、復旧にはものすごい時間が掛かっています。熊本では 2 ヶ月経ってやっと仮設住宅に入り始めたので、ほういうことで 2 ヶ月はどないぞして雨露をしのがなくてはいけないということで、一刻も早く仮設住宅をつくるのが大事になってくるわけでありまして。しかし今回起こるであろう 30 年間に 70% の確率で起こると言われておりますが、このもし地震が来た場合、西日本の広い範囲で大規模な被害が予想されるということで、支援の手っていうのはなかなか届かないんじゃないかと言うことが予想されるわけでありまして。特に今後起こると予想されている南海トラフ地震については、5 年前の東日本大震災と比べていくつ相違点が指摘されています。例えば東日本は陸から遠いところで起こったけれども、南海トラフってのは比較的四国に近いと、そしてそのために津波の到達時間が早い。十何分ですか、ここらでね、それから震源も近く、そのために揺れが非常に大きくなる。つまり津波は早い、大きな津波は早く来る、ゆれも起こる場所にもよるけども近いので、東日本よりは強いだろうと、こういうことが言われております。しかも東日本と比べて余震が、余震というか前兆が少ない静かな大地震だということですから、本当にいつきてもおかしくないと。こういう状況にありますし、さらにこういう社会的なというか条件としては名古屋とか大阪といった中心的な工業地帯っていうのがあって、大都市もあって、人口

も格段に東北よりも多いと。だから助けに来ようにも、助けに来れないんじゃないかと、もちろん交通や通信・物流などほんなんも被害大きくて、そういうことで復旧・復興するのは非常に困難だろうと。そういうことで、やっぱり早いうちに地震津波、被害を少なくすことと同時に仮設住宅、せつかく生き残ってもその後の避難生活の中で死んでいくやいうことがなんとしても防ぐためにも、仮設住宅の建設を急がなければいけないと。そのための計画というのはあるのかと、ほういうことをお聞きしたい。また仮設住宅とはいかなくても、避難所となる施設そのものがあるんかという、その2つについて特にお聞きしたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方からお答えをさせていただきます。平成28年度に県単補助金を活用致しまして実施予定でございます「事前復興まちづくり計画策定事業」の中で、平成26年に実施致しました「美波町の事前復興まちづくりに関する住民意向調査」の結果を基に、1次避難・2次避難・応急仮設住宅・住宅再建を時系列に応じた施設、土地利用等の整理について進めていくこととしておりますので、その際に仮設住宅用地等の検討をさせて頂き、地域にあった土地利用を考えていくこととしております。今後は、地区を単位として地域住民の方々のご意見等をお伺いをしながら、事前復興計画として進めて参ることになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

続けて避難所となる施設はあるのかというご質問にも続けてお答えをさせていただきます。現在、町内におきまして津波指定避難場所として地域防災計画で指定しております避難所は、19ヶ所ありまして、由岐地区で6ヶ所、日和佐地区で13ヶ所となっております。全体の避難者数からするとまだまだ不十分ではあると思いますが、現在考えられる避難場所と致しましては、浸水区以外にある山間部を中心とした集会所や避難場所、それから民家を利用して頂く民泊、それからテントを利用した避難所なども考えられないわけではないんですが、今後は町内だけでなく近隣の市や町なども視野に入れた民泊や体育館等の施設も考えていく必要があるかと考えます。今後は、自治体間の協定締結や自主防災会の中で他町等と交流を図りながら、災害時に連携のとれる体制づくり

を考えていきたいと考えていきたいと思っております。以上でございます。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員
計画については、これから考えていくというようなことだったと思うんですが、それをね、早くいつ頃にどんなことをやるという、そういうもうちょっと急いでやらんとさっきも言うたように、いつ起こるか分からん。30年間で70%なんて言うても、先ほども言いましたけれども、あてにならんわけでね、急いで頂きたいということです。特に私、木岐に住んでおるんですが、浸水想定板がありますよね。そこへ登ってずっとこう見渡してみたら、木岐の小学校の屋上もほのぐらいの高さなんですね。それからするともう家屋はもしほの高さがくれば、もう壊滅ですよ。ということで、雨露をしのぐ施設っていうのは本当に限られる。そこで今の公民館のような施設を高台につくる必要があるんじゃないかと、そういうことでその計画をね、早くやって示して欲しいと、こう思うんです。これについては大規模な開発、サックス裏のような開発と同時に、そうでなくてもっと小規模な、例えば個人の住宅の移転を促すような、ほういう施策など示して頂きたい。早く、例えば今でも固定資産税の減免とかほういう制度はありますけども、なんかそういう総合的なね、町としての計画を早く示して頂きたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長
事前に高台に移転というようなご質問であったかと思うんですが、現在、日和佐地区・由岐地区両方で高台の移転並びに高台整備というのを計画させて頂いておるところでございますし、先ほども申しましたように、事前復興まちづくり計画の中で用地等についても、これから検討していくというような計画になっておりますので、そういった計画の中で新たな施設用地とか、そういったものに関しましても検討を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員
そういう町の示す計画言うたら、きっちりしたもんだと思うんですけども、そんなんもいいんやけども、個人がね、家を建てたいと、そういう人もおるわけですから、そういう人に対する支援をね、含めてやってもらいたいと思うわけです。例えば、細かいことは置いておきます。そういことでお願ひしといて、また今度にします。とにかく早よう計画を示して下さい。

3 問目は病院の運営についてということなんですが、3 カ月済んで津波の被害を受けない病院ができたということは結構なこと
で、今後、町民の福祉の向上に貢献することが期待されておるん
ですが、同時にやっぱり公営企業として経済性を発揮するという
ふうにも求められておるので、この点についてね、一言
だけ、利用者から待ち時間の長さがものすごい長いと、何とかな
らんのかという声がね、実は多く寄せられております。連絡バス
についてもたくさんありますし、診療の時間についてもそうです
し、薬を貰うのに長く待たされたと、そういった声があっちこっ
ちから聞こえてくるんですが、こういう不満の声と同時に、他の
病院へ流れていくことが非常に懸念されております。企業の経営
に係る、極端に言うたら存続にかかわるような問題なので、やっ
ぱり公営企業といえどもやっぱり利用者の声に耳を貸さなければ
営業を続けることができなくなるわけです。先日の特別委員会
でも様々な声が出たんですが、こういった声に美波町としてどう
答えていくのか、その方針、聞きたいと思うわけでありませ
う。この利用者の利便性向上ということについて、どういう方針で
いくのかということが1つと。もう1つは利用者の意見や苦情ある
いは相談、たくさんあると思うんですが、これを受け付ける窓口
はあるのかということについてお聞きしたいと思うんです。も
っと具体的に言うたら、前回、前々回の質問では目安箱がある
とか、そういうお答えは頂いたんですが、今回は簡潔に病院の中
には診療及び管理会議というのがあると思うんですが、町には
またそれとは別に公営企業の適正な運営するために運営委員会
というものが設けられておると思うんですが、その活動はど
うんな活動をしているのかと、それにつてもまた聞きたいと思
います。

議 長
病 院 事 務 長

病院事務長

それでは私の方からご答弁をさせていただきます。先般の医療特別
委員会でもお話をさせて頂いたとおりではございますが、方針と
いうことではありますが、やはり住民の方に、特に患者さんの方
々のご意見は充分配慮して院内の会議におきましても、こういう
意見が有った、先ほども言いましたように、先ほど議員からあり
ましたように、ご意見箱であるとか、直接私なり、看護師なりス
タッフにご意見を頂ける方もおいでます。その方々の意見につ
きましても、院内で協議は必ずさせて頂いております。それを
持ち寄っていろいろと検討・改善をしていっているところでは
ございませう。まだまだすべてが出来ているとは本当に思
っておりませんが、今後も改善にむけて努力してまいります
ので、その点はよろしく

お願いしたいと思います。また相談窓口の件でございますが、先ほどの答弁と重複するのではございますが相談に関しましては、受付とか事務職員、病院のスタッフに相談して頂くことをまずお願いしたいと思っております。それにつきましては、内容におきまして、事務長・私なり総師長がそれを持ち寄って先ほど言いましたように、改善をしていくことと致しております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
1 2 番 議員

中川議員

具体的な意見はようけあるんですけども、次にさっき言うた運営委員会、これが一体誰が委員になっとなって、どんな内容について話し合っ、そういう活動状況、これはどんなんでしょうか。というのは、さっきの窓口とも関係するんですけども、やはりどういふふうに対応したという結果がね、なかなか見えないもんですから、そういうのをできるだけ広く取り上げて、改善するためにどんな話し合いをして、その結果どういふ対応をしているのか、ほいいうことをちょっと聞きたいと思っております。

議 長

小休します。

(時に 11時25分)

(小休中)

(時に 11時25分)

議 長
副 町 長

再開します。
副町長

副 町 長

私の方から運営委員会のことについてお答えをさせていただきます。美波町の国民健康保険病院運営委員会規程によりまして、運営委員会を設置するということになってございますけども、これについては現在のところ設置はできておりません。以上答弁させていただきます。

議 長
1 2 番 議員

中川議員

先ほど事務長あるいは受付、医師に言うてくれとほいいうお話でしたが、それも言える人はいいんですけども、なかなか言い難いという場合もあるんで、やっぱり利用者、患者の代表も含めた早くこの運営委員会も開いて頂いて、もう3ヶ月になるわけですから、ええかげん辛抱できんと言う人もおるわけで、そういう方の答にも素早く応えるためにもやっぱりあらゆる手段を講じて頂きたいということで、運営委員会もぜひとも開催して頂きたいと、そういうことを要求します。これについて、いつ頃できるかとか、利用者の代表ですけども、できるだけ参加できるように、その見通しとほいいうか、もしここで言えるんだしたらお願いしたいと思

ます。

議 長 副町長
副 町 長 今のございました運営委員会の組織なんですけども、委員につ
きましては委員の構成ですけども、10人以内ということになって
おりまして、その委員の内訳ですけども、利用者及び学識経験者
の内から町長が委嘱するというふうにございますので、これにつ
いては早急に検討してまいりたいと思います。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員 早急というのは、まあどんなんでしょうか。1週間あるいは半
月、そういうことでしょうか。できるだけそういうのを明確にお
願いします。

議 長 副町長
副 町 長 明確にできる場合ははっきりと申し上げますけども、この件に
つきましては、早急ということでご理解を願えたらと思います。
以上です。

議 長 中川議員
1 2 番 議 員 早くお願いします。実際に利用者は困っておるわけですから、
早くお願いします。後、具体的な問題については、また委員会と
かまた他の議員の一般質問もあるかと思うので、これぐらいで終
わりたいと思います。

議 長 以上で中川議員の一般質問は終了しました。
続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。
戎野議員

9 番 議 員 それでは私の質問は大きくは2つありまして、美波病院及び日
和佐診療所の運営とサービス改善について、それとですね、企業
誘致と及びS O誘致と地域経済町活性化の取り組みについてお尋
ねをしてまいりたいと思います。

先日、医療の特別委員会でも報告がありましたが、まず1点目
にですね、美波病院・日和佐診療所の運営とサービス改善につ
いてであります。非常に入院の患者数及び外来患者数が減少して
いるということであり。その要因と対策について、先ほど同僚
議員の質問もありましたが、その重なる部分は除きまして、そ
の点について聞いていきたいと思。まず始めにですね、運
営計画を踏まえて美波病院の病床利用率、現在病床50床のうち今
後その利用率は変わったのか、その目標について先にお聞きして
おきたいと思。特に先日の医療特別委員会でお出されました
昨年3月から5月の由岐病院からの美波病院の入院患者は、入院
の集約があったので1日平均16人から25人と当然増えているも

の、病床 50 床の半分しか入院していない。新しく病院機能が充実され、向上が図られたはずなのに由岐・日和佐病院に 2 病院時よりずっと入院患者が減ったその要因は一体何か。把握検討しているはずと思いますが、目標の病床利用率より減った原因をどのように考えているのか、今後またその改善対策を説明をされたいと思います。美波病院の外来患者の減少について具体的に由岐病院時、1 日平均 84 人、昨年ですね、から集約されて増えるはずとっておりましたが、美波病院で約 72 人と 15% ぐらい減少していると、1 日 72 人と減ったと報告がありました。それぐらいはもともと人口の自然減による範囲だというふうな町長からの説明もありました。外来患者の 1 日平均目標、以前は 100 人と整備方針等に掲げていたのではなかったかと思います。このような状況で収支改善は図って行けるのか。過疎自立促進事業 5 ヶ年計画であります、その中に置いては病院関係、運営補助金として毎年 1 億円の補助を計画はされているようですが、この状況で 1 億円の補助で収支見込みは大丈夫なのか。利用者が減る中で、自治体病院の収支の改善について見通しをお聞きし、重点対策改善へ向けての取り組みを聞いていきたいと思います。これは開院されたものの、住民が町の病院を自分たちが利用する病院として捉え切っていないのではないかと、利便性が悪くなった上に病院が地域住民との信頼が無くなっていくことで利用しなくなる。診察待ち時間が長くサービスが悪くなるので他の病院へ行くなど、その要因と対策を初めにお聞きしておきたいと思います。再診予約制や待ち時間を少なくすることに対して、医師の補充による患者の振り分けや予約者の受診中の診察時間表示の工夫など少しは見られるものの、まだ待ち時間は長いことへの苦情を町民から聞いております。要因として電子カルテ導入によるのデータ投入に時間が取られているとの説明が先般でも出されておりましたが、慣れるまでの時間とは申せ、電子カルテ導入のメリットが活かされているのか、医師への入力負担を軽減させるために専門職員を例え費用が掛かろうと配置するのも当面必要ではないのかという案もございました。今後待ち時間短縮等サービス改善に対して、どのように取り組んで行くのかさらに詳しくお聞きしたいと思います。2 点目にですね、病院、美波病院が開院後、日和佐診療所から入院患者を紹介して送る場合、また介護施設そこにも診療所があるところもございましたが、そこから入院の紹介・搬送による患者の受入れの実態はどのぐらい開院後あったのか。その連携は図られているのか、2 番目に聞いておきたいと思います。3 番目にですね、

サービス改善のための診察の待ち時間案内が電子表示できないのであれば、日和佐診療所で現在行っているように、アナログ的に診察受付番号と診察経過表示を分かりやすい掲示板で受診科前に表示して、自分の待ち時間の把握ができるように改善はできないのか。今の予約診察の表示では私は不親切ではないかと考えます。4 点目にですね、送迎バスの運行の実態の報告が委員会でもありましたが、日和佐診療所から乗車した見舞い客を含めた利用客が今年の5月では20名、つまり1日1人程度という報告がございました。利用減少の要因は一体どこにあると把握しているのかお聞きしてまいりたいと思います。送迎バスの発着の時間帯なのか、間隔等の不便さなのか、公共交通による民間バスに期待するのは企業経営上厳しいところがあると思いますので、さらに由岐搬送班を活用して由岐地区を巡回させる。日和佐地区へについては配車を現在の専用車で便数と出発地を駅前や役場前等増やして利用しやすい低床バスへの検討ができないのか聞いていきたいと思えます。あとですね、1 問目の中の日和佐診療所の運営とサービスの改善について1点だけ聞いておきたいと思えます。入院が無くなったとはいえ、外来患者も日和佐病院から約2割昨年春より減っている実態であります。目標100人に対してこの状況ではとても無理だと思えますが、減少した要因と今後の収支改善策を聞いておきたいと思えます。阿部診療を含めた毎年60,000千円の特別会計運営繰出金が自立促進の計画で出されておりましたが、今後ですね、これの収支に対して十分やって行けるのかどうかの方針的な見通しをお聞きしておきたいと思えます。以上1点目についてご答弁をお願いを申し上げます。

議 長
病 院 事 務 長

病院事務長

それではご答弁させていただきます。まず始めに美波病院の入院・外来患者につきまして、まずは外来の方、ご説明させていただきますと、当初の目標の外来患者数との差につきましては、現在のところ、主に原因は凶りかねますが、先ほども議員からおっしゃって頂きましたように人口減少であるとか、通院時の地理的利便性の問題、専門医への受診など、様々な要因が複雑に絡んでおると考えております。また入院患者数につきましては、入院されてしまった方々の死亡・退院であるとか入院患者へ対応できる医師の不足により目標数に達しない1つの要因と考えております。対策と致しましては、現在、開設当初要望致しておりました、内科・外科・整形外科・脳神経外科のうち脳神経外科につきましては、6月から月3回午後からの半日ではありますが、診察ができるよう

になったことにより外来患者数の増に繋げていくこと。2 つ目にスタッフ内、院内でのインシデント、事象の共有であるとか、改善策の協議を今後も引き続き行っていくこと。3 点目には、病院スタッフの電子カルテの習熟度を高めていくことを行っております。また収支改善策としましては、専門医の確保による新規患者の確保とリハビリテーション部門の充実を図っていくこと。常勤医師の確保による入院患者の増などが考えております。また現在、常勤医師・専門医の確保や、健全な病院運営を行うべく、徳島県が主導し、昨年度から検討を始めております海部・那賀モデルプロジェクトにおきまして、海部・那賀地域の医療復興、良質かつ適切な医療が効率的に提供される強固な体制確保を理念とし、人事交流と人材育成を1つの柱として検討を始めたところでございます。今後このプロジェクトを推進し、協議・検討を重ねていきたいと考えております。また常勤医師・専門医の確保につきましては、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いしたいと考えております。続きまして病院と診療所管の連携につきましては、診療所の方から入院紹介、また退院された後、診療所への通院などの連携を現在は行っております。介護の連携につきましては、先ほど言いました、議員からのご質問の中にありました人数把握等はちょっと今こちらではしておりませんが、町内介護施設からの入院などについては、医師の判断により行っております。患者の病症等により判断は変わりますので、紹介された患者全てを受け入れるのではなく、個々の事例によって変わっていくこととなっております。また現在は介護施設が、町内にねんりとヒワサ荘がございしますが、配置医師の紹介状もなく全て受け入れているということでございます。またヒワサ荘の入院患者を診ております日和佐クリニックとは連携の協定を結んでおります。施設の患者は疾患を多く抱えており、悪化時の入院・加療を美波病院の方で行っているようになっております。最後に診療待ち時間等につきましては、先般の医療特別委員会でもご質問がたくさんありましたが、待ち時間等につきましてはスタッフ内での協議により、予約時間の設定、また診療時間の誤差についてその原因の究明と対策を講じているところでございます。その中から先ほどもありましたように、予約時間、予約をされている方の今何時の方をしているってというような表示をさせて頂いておりますが、今後も検討協議を行いまして、さらなる改善策を進めて行けたらなあと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

私の方から病院連絡バスの件についてお答えさせていただきます。日和佐診療所前から美波病院への利用減少についてでございますが、確かに3月は61人の利用者がありました。それで私の知っている限りでは入院患者さんの死亡によりまして、その付添いといえますか、の方がご利用されなくなったということが1つは考えられます。ですから毎日そういったかたちで利用されていた方が1人減ったということで、非常にそれが大きく響いているものと思っております。それから低床バスの導入につきましては、これについては財源も含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

では再問させていただきます。今、介護とかそれから日和佐診療所からの入院の紹介とかそういうことについては、医師と十分相談をしてですね、医師の判断によって受け入れるということで、ねりんについてほぼ全部受けて入れてきたと、ヒワサ荘についてもそういう受け入れる体制の説明がありましたが、これは今現在空ベットが半分ということなので、入院の患者の紹介は医師が拒否しない限りは充分対応して、そして受入れしていくというふうな理解をしておいていいんでしょうか。それが1点と後ですね、電子カルテ導入によりいろんなサービスの改善が図られたと、そのために導入をし、それが診察券と連携をしながら利用者にとって有益なものになったというんも部分的にはあるかと思しますので、どのようなサービス改善が図れたのか、その点をさらにお聞きしておきたいと思っております。

議 長
病 院 事 務 長

病院事務長

現在のところ、先般もお話させていただきましたが6月13日におきまして、入院患者につきまして33名となっております。現在本日で32名ですかね、方が入院はされております。徐々にであります。入院患者さん増えております。ただ先ほども申しましたようにマンパワーの不足っていうところもありますので、これからももっともっと医師確保に向けて検討させていただきたいと思っております。後、電子カルテにつきましては先ほど言いましたように表示であるとか、後、スタッフ内の共通理解のもと診察につきましてはまだまだ時間等長くかかっている方、時もあるんではあります。それが終わった後につきましては、料金であるとかお薬をお渡しする時間っていうのは、短くなってきたと考えております。以上です。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 私はまず最初に初めに聞いたように、病床利用率この 50 床だいたい 70%ぐらいがどこの病院も入院患者のそういう利用率はそういうふうになってるようになって聞きますが、この 33 名っていうのが 1 つの目標なのか、50 床のうち最初に聞きました病床利用率のいくらにしているのか、それを聞いておきたい。それと電子カルテの導入についてももっと利用者にとって意味があるために導入した、そのメリットが出るようにして頂きたい。それから待ち時間の表示も今のような表示ではだめだと思いますので、現在その自分の時間前にどれだけの人が今診察し、さらにどの程度の患者が自分の前にいるのかを表示できるように改めて欲しいと思いますので、その点についても最後にお聞きしておきたいと思います。

議 長 病院事務長
病院事務長 入院数につきましては、当初の目標が平均の 43 名となっておりましたので、まだまだ 33 名が目標だとは思っておりません。ですのでそれに目標に向かいましてスタッフ全員でできる限りのことはさせて頂きまして、まだまだ足りない部分につきましてはこれから検討をさせて頂きたいと考えております。表示等につきましても、スタッフで先ほど議員から提案ありましたことにつきましても、日和佐病院時代の看護師等々もおります。その方々と病院スタッフ内でも協議は重ねておるところでございますし、さらなる改善はこれから進めて参りたいと考えております。以上です。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 質問に対して、収支の予定とかそういうものはまったく解答はないんですが、一生懸命やるんだという気持ちをいっぱい出して頂きました。それに期待をしておきたいとは思いますが、やはり病院の経営が成り立たなくなると、その原因の大きなものに利用者が行かないっていうふうな、そのためにならないようにサービスの改善を図ると意味での私の質問でございましたので、今後さらに努力をお願いして 2 問目の質問に移りたいと思いますがいいですか。

2 点目の質問でございますが、2 点目は企業の誘致と地域経済活性化への取り組み効果等についてお尋ねしてまいりたいと思います。町長提案でも報告がございました。株式会社まめぞうデザインが事務所開設することで 13 のサテライトオフィスが開設されたというふうに大きくマスコミで取り上げられております。過疎自立促進計画でも特別事業としてサテライトオフィスの誘致事

業において、IT企業のサテライトオフィスを積極的に誘致していくということで、本町での公民館の活用と豊かな自然環境での頭脳作業の精神及び健康面でのケアを図りながらITベンチャーの誘致や企業を積極的に行うことによって新たな雇用を生み、場所を問わない働き方がいわゆるITによってなされているということで、そのために県内トップ、光ファイバーの光ファイバー網をうまく活用してトップクラスの誘致を町長はじめ一生懸命なされていると思います。そこで1点目にですね、この小規模事業等企業支援事業が15,000千円で起業促進として今後の自立促進計画で出されておりますが、その起業支援制度の成果はどうなったのか、その点についてこれまでとまたこれからの予測についてお聞きして行きたいと思います。IT企業の進出によって、誘致への補助・支援に対する地域行政への具体的な波及効果を聞いておきたいと思います。2点目にですね、地域の経済が衰え今日個人商店が廃業して行くこの町で、片一方では華々しくサテライトオフィスの誘致が報道され、地域経済が活性化されているかの様相でございますが、その実態効果が住民に理解されていないためか、サテライトオフィスだけに補助金支援がなされているのではないかという町民からの意見をよく耳に致します。つまり既存の1次産業を中心とする産業や地元企業、商店にサテライトオフィス同様な支援をするべきではという意見の裏返しではなかろうかと思えます。これは地元事業者の存続のための支援・補助も大事でこのままでは既存商店が無くなっていくばかりと住民はIT事業支援に偏る不安を持っているのではないかということでもあります。そこでサテライトオフィス誘致と地域・行政への波及効果について2点目に質問してまいります。それで3点目にですね、既存の地元産業・業者とサテライトオフィスとの連携による波及プラス効果は、どのように図られているのか、具体的にSO誘致による地元住民の雇用は13社来てですね、何人あったのかをお聞きしたいと思います。人口の社会増が大きく取り上げられておりますが。実際に転入して移住された方は13社で何人増えたのか、地元出身者のUターン等の受け皿に繋がっているのか、お聞きしたいと思います。もちろん宿泊や消費など間接的波及効果は当然大きいとは思いますが、これまでの補助金の支援合計に対して、SO誘致による雇用と13社の法人税を含めた税収の増加がどれほど見込めたのか、町の法人税収入も減っている中で、将来的にIT企業を中心とする拡大方針による町財政は長期的に安定していくのか、その点もお聞きしておきたいと思えます。住民の理解を

深めるためにも実績と将来の費用対波及効果の見込をお聞きしておきたいと思えます。3 点目にですね、サテライトオフィスの企業誘致で税収と雇用の拡大が今後見込まれていくだろうと思えます。しかし税収や雇用効果の実態が非常に不透明で分かりにくいと、公的補助で誘致への改修補助や支援を行ってきたと思えますが、その実績。特に企業誘致・立地で町の活性化を図るのであれば、安定雇用・正規雇用が必要でございます。地元への雇用効果はどの程度あったのかお聞きしたいと思います。4 点目に企業進出に対して優遇措置や支援策を行い、誘致したからには企業は社会的責任を伴います。この点、撤退となれば影響が出る訳でございますが、企業責任を明確にした規定が必要と考えておりますが、どのように対応しているのか。ベンチャー企業相手に限らず企業誘致で優遇を受けた企業の撤退について、社会的責任を果たせるための歯止め措置の規定はしていないのではないかと思います。補助金を出すときの誘致企業との協約もしくは契約をどのようにしているのか。企業誘致での補助を行う場合、創業義務付け期間の規定が必要となるのではないかとこの点でもあります。撤退時の返還制度は企業時の補助とベンチャー企業から福祉の分野、SO、コールセンター、観光・宿泊事業等これから多様に広がっていくと思えますが、具体的な契約規定づくりをどのように考えて行こうとしているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

総務企画課長

私の方から一括してご答弁させて頂きたいと思えます。地方創生・企業支援制度の成果として、サテライトオフィス誘致については今年3月にまめぞうデザインが進出頂き、全体で13社となっております。ちなみに平成27年度では3社となっております。次に小規模事業起業支援制度では、平成26年度から計6件の支援を行っておりまして、平成27年度では全体で4件で、内1件がサテライトオフィスとなっております。次に、サテライトオフィス誘致による人の流れについてでございますが、分かりやすい数値として移住者数では今年の5月末現在で33名の方が住民票を美波町に移して頂き住んで頂いております。人の流れと致しましては常駐でなく循環型のサテライトオフィスもあることからその他にも多くの方々が美波町に滞在して活動して頂いております。成果としては、地域貢献など数値では表せない成果もあることから、その辺もお含み頂きまして、ご理解頂ければと思えます。

次にサテライトオフィス誘致の補助と致しましては、町で行っている補助と致しましては小規模事業起業支援制度があります

が、先ほど申し上げましたが現在のところ1件のみが対象となっております。その他の補助と致しましては徳島県企業支援課所管の補助制度として通信料や賃貸料などにの補助である徳島県ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金がございます。また、1市4町で組織する四国の右下若者創生協議会では「四国の右下」サテライトオフィス認定制度を設けまして、レンタカーなどの移動手段の助成や宿泊費などの滞在費用への助成などがございます。また、サテライトオフィス誘致の直接的な補助ではございませんが、住宅改修に対しましての住宅促進補助金などもございます。波及効果については、直接的なものでは住宅改修などによる地元業者への発注や、間接的なものでは、誘致を先導的に取り組んできたことに伴いまして、いろいろな形での美波町の情報発信がされることにより町の知名度が向上し、視察などの交流人口の増加など経済的効果をもたらしていると推測できます。この小規模事業起業支援制度につきましては、サテライトオフィスのみでなく、町内で在住の方の起業も支援しているというところもご理解頂ければと思います。

次に地元業者との連携については、山河内にありますオドリキッチンについては、開業に際しては株式会社あわえがプロデュースを行ったとお聞き致しております。また、業者にはならないかと思いますが地元商品のラベルのデザインなども行ったりしながら地元の方との連携もされているとお聞き致しております。サテライトオフィスについては、様々な業務内容があることから地元業者との連携方法も様々な形があるかと考えられます。次に、雇用効果につきましては、サテライトオフィスでは、現在のところ地元雇用は2人となっております。これは業務内容が専門的な知識を必要とするところもあることから少なくなっていると考えられます。小規模事業起業支援制度では全体の雇用者数となりますが16人を雇用頂いております。企業誘致が難しい中、サテライトオフィスや起業を支援することで、少人数にはなりますが新たな雇用を生み出す手法として、今後も引き続き取り組むことと致しております。

次に補助金の返還制度等についてですが、まず、町の支援制度でございます小規模事業起業支援事業については要綱の規定の中に支給の中止及び返還の規定がございます。その規定に該当した場合は支給の中止又は返還を義務づけております。まず規定の第1号では、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。2号では、補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。3号では、偽りそ

の他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。4号では、この要綱の規定に違反があったとき。5号では、事業開始年度を含め3年以内に事業を休止又は廃止したと認められるとき。6号では、5年以内に町税等の滞納を生じたとき。となっています。次に、四国の右下サテライトオフィス認定制度については、既に開設している企業も対象となりますが、主な目的としては進出を検討する企業の誘致を推進するためのサービスとなっておりまして、南部圏域での進出を検討しているなど比較的条件も緩和されておりましては、認定の取り消しについては要件に該当しなくなった場合などとなっておりまして、返還規定は定められておりません。次に、徳島県の制度であります徳島県ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金については、要件に該当しなくなった場合や5年を経過せずに事業所の閉鎖を行ったときは、内容によりまして補助金の返還を命ぜられることとなっております。サテライトオフィス等につきましては、小規模ということで税収等につきましては非常に少ないかも分かりませんが、目に見えない経済効果も多々あると思いますので、その辺のご理解を頂ければと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

先ほど質問の中に補助金は大体総額で13社でどの程度かということはしましたが、それは答えては頂いておりません。それから税収について、本来これ本社登記をしなければここに入らないのかどうか、そこらあたり分かりにくいんですが、それについても答えて頂いておりません。その点も再問の中でお答え願えたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長
税 務 課 長

税務課長

私の方から法人税の関係のことでちょっとお話させて頂きたいと思っております。現在13社が美波町の方でサテライトオフィスとして起業しているところがございますが、そのうちの6社にしましてが現在法人税を今収めて頂いている状態になっております。全部が全部そのこちらの方に支店登記されてしているっていうかたちではございませんので、支店登記されている分につきましては、6社が現在こちらの方で法人税を納めて頂いております。以上でございます。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

補助金の額でございますけれども、小規模事業起業支援制度の額となりますけれども、サテライトオフィス関係の分ではよろしい

でしょうか。サテライトオフィス関係では交付額が 656 千円という額が交付額となっております。以上です。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

サテライトオフィスの誘致事業の施設整備に関しては、町から今年度 5,000 千円、来年 5,000 千円というような感じで促進計画の中では謳われておりますが、これの以外にも用地取得で 56,000 千円とかそのサテライトオフィス誘致事業の 5,000 千円とかこの過疎地域自立促進特別事業として謳われておりますが、これは小規模支援制度とは別にどういったかたちで使うのか、そしてこれまでの具体的な活用の方はあったのか、これからだけであって、今後の計画なのか、その点さらにお聞きしておきたいと思えます。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

総務企画課長 城山交流拠点施設につきましては、もちろんサテライトオフィスも利用して頂くんですけど、まあ大学生とかそういったかたちで交流拠点と致しまして、町の方で運営しながらそういった支援を行っていくということに致しております。それからちょっと過疎自立の方の内容をちょっと今確認はしてはいないんですけども、あの中には今後計画して行く支援事業つというの盛り込んでおりますので、具体的に今のところどうお答えしたらいいか分かりませんが、今後の計画も入っているということでご理解頂けたらと思えます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員

まあ地元雇用力が 2 人だったということを含めてですね、まちづくりと町の特に I T 関連の業務システムに関連して、これらの I C T 技術の活用との連携は図られていかないのか、いわゆる公と民間の公民連携で、今まではいろんなコンサルトに委託するというふうなかたちでの調査業務が多かったんですが、サテライトオフィスと町職員による連携によるそういった業務の拡大は図れないのか、また町の職員の I T のスキルを高めていくために情報の処理の研修や教育にですね、吉田社長を参与として向かっているのであれば、I T の専門アドバイザーとしての連携をしていく工夫は取り組めないのか、その点をお聞きしたいと思えます。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

議員がおっしゃられるとおり、吉田社長につきましては美波町の参与として、また株式会社あわえについてはパートナーシップ協定も結びまして、今後そういった職員との、職員といいますか町との連携はさらに強めて取り組んで行くということでご理解頂けたらと思えます。以上です。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 それではサテライトオフィスを有効活用して、さらに情報発信
と町の活性化を図るということで、きめ細かい取り組みをお願い
し、地域に定住される方の拡大というか増やして行くと、そうい
うことを最後をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

議 長 以上で戎野議員の一般質問は終了しました。
以上で本日の日程は終了しました。
本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。
(時に 12時11分)

6月17日(金)

(時に 9時00分)

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
ただ今から議案審議を行います。

日程第1 報告第2号から日程第3 報告第4号までの繰越計算書について、3件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第2号から報告第4号まで、3件を一括議題とします。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (報告第2号の説明をする)

議 長 水道課長

水道課長 (報告第3号の説明をする)

議 長 建設課長

建設課長 (報告第4号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

江本議員

3 番 議 員 少し報告第3号ですか、水道事業の中で水道未普及地域調査委託料ということでございますが、これ山河内と聞いておると思いますが、これ山河内全体になるのか、基本的に中心となるのはどの辺なのか、分かれば教えて欲しいんですけど。

議 長 水道課長

水道課長 お答えさせていただきます。地域と致しましては、山河内の3集落を予定しております。白沢地区ともう1つちょっと私地区名よく分からないんですけど、3地域、集落を予定しております。

議 長 他にございませんか。

寺下議員

8 番 議 員 報告第2号の一般会計の繰越明許費の分なんですけど、上から5つ目の地方創生加速化交付金事業で、内容は道の駅の分と門前町の分って言われたんですけども、これは特区の内容をする事業と考えていいのでしょうか。先日の全員協議会では、特区に関しては説明頂いているんですけど、その説明資料の中では事業内容というか、当面の目標が7月16日のイベントであるとか出とんですけども、一般会計の補正の方でも関連予算上がってきてるんで

すが、どの部分が繰越事業の予算事業の内容になるのかをお伺い
します。

議 長 小休します。

(時に 9時14分)

(小休中)

(時に 9時14分)

議 長 再開します。

産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方からお答え致します。この予算につきましては平成27年度の3月補正の中に計上されておりました予算であります。名称を見て頂きまして分かるように加速化交付金ということで、特別にほぼ100%国費で認められた分になります。先ほど議員の方がおっしゃられた分につきましては、後で計上されていった部分って言うことになります。一応確認の為にこの13,121千円につきましては、細かな項目をざっとだけ言わせて頂きますと、地域振興アドバイザー等の謝金ということで100千円、職員の研修旅費として141千円、先ほど言いました地域振興アドバイザーの旅費として160千円、後さまざまな行事に用います消耗品費と致しまして370千円、あと印刷製本費で350千円、門前町の再生に絡みました基礎的な調査を行う調査委託料として1,500千円、門前町再生に係る取り組みの中で1つ想定しておりますパッケージデザイン何かを考えていく委託料として250千円、あと門前町再生の中でいくつかの試作品を作って行こうという提案が職員の中からございまして、その試作品を製作する委託料として500千円、次にすでに以前から実は別の予算でやっておるんですけども、観光協会の観光案内所、そこに英会話のできる人を募集して配置するというのがございまして、それも別枠の選考の交付金の予算なんかで賄っておたんですけども、その観光協会への委託料が4,500千円、あと少し前に撤去されました大浜海岸近くの浜作の跡地、あそこを修景を考えていくための基礎的な測量調査費と致しまして500千円、工事請負費として2,700千円というのがあるんですけども、これは道の駅の先ほどチャレンジショップの話がありましたけれども、チャレンジショップを有効に活用して行くために、まだバックヤード的なものを付加したり、あるいは倉庫を付加することによって、まけまけマルシェ何かを非常にやりやすくする。そういうふうな倉庫類の整備というのが必要になってまいりますので、そういった工事請負として2,700千円、あと備品購入費と致しまして、細かいところでは観光案内所の方にお

いておりますレンタルサイクル用の電動アシスト自転車の購入費でありますとか、倉庫の購入費。それと後ちょっと系統が違うんですけれども、商工会等で取り組んで頂いておりますふるさと便、そういったものを有効に、もっと有効にしていくような新しい組み合わせ商品みたいな、そういったものを考えて行けるようにということで、800千円の補助金を計上しております、合計が13,121千円ということになっております。

議 長 寺下議員よろしいですか。

寺下議員

8 番 議 員 言うことは、この加速化交付金事業に関しては、商工関係とか観光協会関係というか、産業振興課の方の所管というか、そういう分になるんですか。

議 長 産業振興課長

産業振興課長 おっしゃるとおりでございます。この分につきましては、先ほど総務課長の方の説明でもありましたように、道の駅の機能向上事業、及び門前町の再生にかかる産業課所管の分の予算になります。ちょっと先ほども荒っぽくほぼ100%国費と言い方をしましたけれども、財源内訳にありますように12,030千円につきまして、国費でみて頂けるというものでございます。

議 長 他にございませんか。

向山議員

10 番 議 員 今、創生関係の予算、繰越事業について説明を受けたんですが、また補正予算、一般会計でも出てきておるようです。それで今年の3月か6月だったですかね、一覧表みたいなのを頂いた記憶がありますが、なかなか産業振興課関係、企画関係、たくさんこうメニューがあるんで、内容の質問ではないんですが、一覧表のようなものがあればですね、ちょっと分かりやすいかなあとと思いますので、もし準備できるんでありましたら後日で結構ですが、頂ければありがたいかなあとと思います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 一覧表につきましては、ちょっと取りまとめて、またお渡しできるようにさして頂きたいと思います。

議 長 岩瀬議員

2 番 議 員 報告第2号の6番の聖ヶ丘の薪風呂とかなんとか言うやつで1,300千円ぐらいの、これってどういうものができて1,300千円が総額なのか、これってどういう、今現在、聖ヶ丘は浴室もついとると思うんですけども、目的はどういうやつでこれしたんか、説明をお願いします。

議長
産業振興課長

産業振興課長

まずどういうものかにつきましてですが、そもそも25年度と26年度に国費を貰って本体を1期工事・2期工事ということでやらして頂きました。その際に先ほど議員のご指摘のとおり、それぞれ第1宿泊棟・第2宿泊棟に1つずつ浴室は付いておるんですけども、それぞれ定員が10人ずつ、合計満室になると20人泊まるようになります。10人に1つ、10人に1つっていう家庭風呂があるだけでありまして、もともと浴室については不足するであろうということが実はそのヒヤリングの時からあったんですけども、国としてはあまり贅沢な風呂を作られては困ると。しかし体験をひっくるめて木で焚くような風呂、そういうものの必要もよく分かるので、もしプラスチックで付加してやってくれるんだったらそれもそのようになるべくお願いしますねというような実はやり取りがその当時ございまして、一方で先ほど言いましたように贅沢な物を最初から認める訳にはいかないということで、結果的に先ほど言いましたように10人に1人の風呂しかない状況でありました。一方で薪で焚くような風呂。あるいはかまどの薪で焚くご飯を炊くようなことですね。そういう体験をするっていうことにつきましては、非常に価値のあるものであるということで、後で徐々に付加して下さいと。これはもともとその農林漁業体験施設という名目で作ってはあるんですけども、これは同時にいわゆる南海トラフの大地震、津波が起こった時の2次避難場所であり、復旧復興の拠点という要素がございましたので、そういったものがあれば絶対いいわけですね。そういった意味合いもありましてそういうやりとりを先ほどいいました国でしておりました。実際にじゃあどのようにするかっていうんで、議員もよくご承知のとおりですね、水回りって結構お金が掛ります。まともにやりますと4,000千円、5,000千円掛ってしまうんですが、そういう二次避難場所を考えると、なるべく地元にある材料、工法でなるべく安価に揃うものっていうんで、今ホームセンターなんかで材料を揃えて、素人細工的に組み合わせをして、できていかなってのが1つ。それと風呂につきましてもきちっとしたものを作るのではなくて、組み合わせで移動ができるようなもの、そういったものが望ましいんじゃないかっていうようなことで、結果的に風呂につきましてはネット通販で流通してます露天風呂キットっといわれるもの。薪で焚くボイラーで組み合わせた、木を組み合わせた器で、その中でテント時の浴槽を設置する。そういうものを簡単に作る建屋の中に設置する。それで薪風呂体験

等を整備するっていうものでありました。工事費としましては、先ほどいいましたホームセンターで買える材料費何か別に原材料費で支出しておりますので、この上にプラスアルファが実は何100千円かあるんですけども、繰越さして頂いた分につきましては、水道の給水工事・配水工事それと電気工事、そういった部分ですね、そういった部分についてずっと工事が進んでいったんですけど、ちょっとした行き違いとか、材料が不足するとか、ずるずるずるずるずるずれていってしましまして、結果的に繰越せざるを得なくなってしまったために、今回こうして繰越をさせて頂いてしまった。ちょっと非常に申し訳なかったんですけども、後、現時点では工事ほぼ終わってまして、配水工事の請求書が来たらもう支払ったら終わりぐらいのところまでいっております。そういうところでよろしいでしょうか。

議 長 岩瀬議員
2 番 議 員 後、総額とやね、温度管理は心配ないんですかね、この家族かなんか使こうてやね、結局やけどや起こった時のほうというのは心配ございませんか。

議 長 産業振興課長
産業振興課長 実際その指摘はまさにそうかなあとと思います。先ほどちょっと説明省略してしまったんですが、実はその給排水の工事の中に石油、灯油ボイラーをかましてあります。基本的には灯油で沸かした湯を入れて、薪ボイラーについては追い炊き機能を持たすような、それぐらいのつもりで使っていくようにしてもらおうというように思ってます。そうせんと我々の世代は普通にそれをやってきてますから十分できるんですが、今の若い子供達が来て、とてもでないけどほら無理です。ちょっと前にもかまどでご飯を炊くっていうのが希望者がおってしたんですけど、まったくできんかってほとんど僕がしてしまいましたので、そういう点については充分注意をしながら使ってもらおうように思ってます。

議 長 産業振興課長
産業振興課長 ちょっと今この中ですつと言えんのんです。おそらく2,000千円を超えない範囲で収まっていると思います。

議 長 他にございませんか。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから報告第2号から、報告第4号までの平成27年度美波町

一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成 27 年度美波町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、平成 27 年度美波町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、採決します。

お諮りします。

報告第 2 号から報告第 4 号までの 3 件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 0 反対)

「起立多数」です。

よって報告第 2 号から報告第 4 号までの 3 件は、原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 42 号 平成 28 年度美波町一般会計補正予算(第 1 号) を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 42 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

北山議員

4 番 議 員

まず議会費の備品購入費 214 千円ですか、これは先ほどの説明では防災服の購入というような説明がありましたが、この防災服についての使用目的はどのようになっているのか。そこらを教えて頂けますか。それから 15 ページの老人福祉費負担金補助及び交付金のところの 499 千円、これは介護施設への火災報知機という説明があったんですが、これの内訳っていうんですかね、介護施設にどこの介護施設にどれだけってというような内訳を教えてくださいと思います。それから 18 ページ土木総務費ですか、これの土地購入費 1,032 千円ですか、これについてももう少し詳しく説明をして頂きたいと思います。お願いします。

議 長

小休します。

(時に 9 時 54 分)

(小休します)

(時に 9 時 54 分)

議 長

再開します。

総務企画課長

総務企画課長

議会の防災服の購入の目的でございますけれども、議会の方でもお話されていると思うんですけれども、非常時における美波町議会として行動するための防災服といったことで、多分この中に

は避難訓練とかそういったかたちのものが含まれているものと思っております。以上です。

議 長
建設課長

建設課長 土木総務費公有財産購入費土地購入費 1,032 千円につきましてご説明をさせていただきます。これ場所がですね、由岐駅裏の西の地地区でございます、県道日和佐小野線由岐バイパスの工事の際にですね、残土処理の為に田んぼをですね埋め立てて、そのうち宅地化がされております。当時土地所有者の方から土地を購入して道路とか水路として町にですね、ご寄付を頂いておりますけども、一部におきまして国有財産の用途廃止や交換手続きが出来てなくてですね、現況と構図が合っていない状況となっております。このため昨年度におきまして徳島県の公共嘱託とし、登記土地家屋調査士協会へ登記を委託致しまして、漁港区域外におきましては現在機能しております町道と水路と民有地内の法定外公共財産、赤線・青線ですね、これを交換するための土地の表題登記が完了しております。しかしながら隣接する漁協区域内の赤線・青線部分につきましては、徳島県が管理をする国有財産でございます、個人の所有地内に存在する国有財産については町で譲与申請や用途廃止・払い下げ申請を行うことができません。土地所有者の方で貸与・払い申請をして頂くことになるんですが、この場合の払い下げはですね、有償となっております。このことからこの度この払い下げ代金につきまして、町道水路にご提供して頂く予定の土地と致しまして、町の方で購入をさせて頂くということで予算の方を上げさせて頂いております。以上です。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長 老人福祉費の負担金補助 499 千円につきまして、まず社会福祉法人東紅会へのスプリンクラー設置につきましては、当初予算で計上致しておるところであります、同じく東紅会が運営される小規模多機能さくら町スプリンクラーの対象事業所ですが、こことほれと同じく東紅会が運営するグループホームヒワサから、追加要望と致しまして火災通報、自動通報装置設置の補助申請がありました。県の補助要綱では 1 施設につきまして 310 千円が補助上限となっておりますが、内訳としましては小規模多機能さくら町の方で 310 千円とグループホームヒワサにつきまして 189 千円の補助の申請となっております。以上です。

議 長
4 番 議員

北山議員 議会費について防災服につきまして、非常時に使う。非常時でないして使うんですか、東日本の時、3.11 の時に避難誘導を議員

がされて亡くなったっていう話はよく聞きます。その方らはそのまま議会の帰りにそのまま住民の方の避難誘導をされた。その中で亡くなったっていう話を聞いております。それから避難訓練で使う。議会が避難訓練をするっていうのを私聞いたことがないんですが、そういうこう計画もない中で避難訓練に使う予算として上げてきとんか、そこら使用目的についてもう少し詳しく説明をして頂ければと思います。それから土地の購入費についてですが、これは住民の方に国有財産を払い下げてもらう、そのための金額、町が払い下げはできないので、住民の方にしてもらう。その代金、そのように理解していいのかどうか、もう少し説明をお願いします。以上です。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

議会の方の防災服の購入でございますけれども、私の方でちょっと言うのもあれなんですけれども、非常時っていうのがどういった場合を指すのかっていうのは、議員さんの中でもいろいろこういう議論はあったと思うんですけれども、他の災害等への支援に行かれるときであったりとか、そういうところも含まれるのかなあと思っております。ですからいろんな場合が想定はされると思うんですけれども、その辺は議会の方で総意といいますか、のもとで使用して頂くというかたちでよろしいかと思っております。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員

非常時については支援に行くとき、これはどっかにボランティアに行くときのような、そういうことですかね。私はそんな話はこう聞いてはないんですが、それから避難訓練についてもまったく議会では避難訓練をするから防災服を買う。私はあんまりこういうんは防災服を着なんだからいかなんですか。やっぱり使用目的っていうんが、やはりはっきりして、町の方では査定をされとんでしょ、当然査定をされておると私は思うんですが、そこら使用目的がはっきりこうしてない中で、予算計上するっていうんは、ちょっとどうかなあと思うんですが。ほれ以上は町の方は分からないんですか、他には聞いてないん。検討はされてないんですか。

議 長

小休します。

(時に 10時02分)

(小休中)

(時に 10時05分)

議 長

再開します。

建設課長

建設課長 土地の購入費でございますが、漁港区域内におきましては個人の方で払い下げ申請とかが受けられないものですから、町の方、それに係る費用につきましては町の方で負担をさせて頂くと申し上げたんですけども、今回この道路とか水路とかがございまして、丁度場所がですね、JAかいふ由岐支所の北側の川を渡ってから若者住宅方面への路地にあたるんですけども、実はその用地につきましては、将来的には町道認定をさせて頂くようなことで提供を頂くようになっておるんです。今回個人の方が払い下げの負担をする金額の等価でまあその提供頂く土地の部分として町が買わせて頂くということでご理解を頂ければと思います。お願い致します。

議長 他に、永本議員
7 番 議員 町長に伺います。海部郡衛生処理事務組合のいわゆる牟岐のごみ焼却場の話し合い、どのように進んでおりますか。またこれについてはですね、旧日和佐町・旧穴喰町に存在しておりますし尿処理場、これと3つを含めた話し合いにしなければならないと思っておりますが、とりあえず牟岐のごみ焼却場の耐用年数がやがて来よるという中で、どういう方向に進んでおるかお話頂きたいと思っております。

議長 町長
町長 今のところは、前回お話した以降進んではおりません。
議長 永本議員
7 番 議員 話し合いを進める上でですね、し尿処理場の分も含めて、この分が旧日和佐町にあります。もう1ヶ所が旧穴喰町にあるということですから、この3つを含めて牟岐のごみ焼却場、旧日和佐のし尿処理場・旧穴喰町のし尿処理場、この3つを含めて話し合いを進めて頂きたい。よろしく申し上げます。

議長 町長
町長 もちろんその、今どういうたらいいんですかね、元々は海部郡の6町でやっておったんですけども、今現在、海部郡は3町になっているということで、美波町にはし尿が、牟岐町にはゴミが、そして海陽にはし尿がというようにちょうど1町に1つずつあるわけでございますが、そういったことも含めて協議はすでに行っておりますので。

議長 他に
9 番 議員 戒野議員
12 ページから 13 にかけての地方創生の事業関連でお尋ねをしてまいりたいと思っておりますが、特に特区申請をして新聞発表から説

明があったんですが、赤松の人形浄瑠璃のいろんな施設、それから門前町の改良工事ということなんですが、これらの構想の進めるにあたってですね、これ住民からの要請がきたのか、そういうもんでなくて町としてのその特区のことを視野に入れて、町から発案していくという、そういうものができていたのか。そのどういった場所で機会を捉えてやって行こうと、これからもしてくのか聞いておきたいと思うんです。というのはやはり住民が参加してのそういう発想や改善・改良ですか、なのか。これだけの費用が付く以上ですね、やっぱりどういった内容、例えば門前町の改良であればどういったものを実際やるのか、そしてそういう構想を含めて説明があつてしかりかと思うんですが、いろんな補助金の内訳はいろいろありますが、それが分かりにくいのでその点をお聞きしておきたいと思います。やはりそれができていろんな特区を進めて行くにあたって、それを担う人があつて、そしてまたそれが継続できるものだと思いますから、住民不在の特区の在り方のように思えてなりませんので、そのあたりを答弁願いたいと思います。

議
町

長 町長

先般、特区の説明をさして頂いたときにも、経緯を話させて頂いたと思うんですけども、もともとの出発点というのは徳島文理大学と美波町との連携事業を行うところから始まっております。それが昨年の12月の話しでございまして、そのまた前段では徳島大学との連携、そしてまた四国大学との連携っていうのもすでにしておるもんですから、あと文理大学との連携っていうのが直接的なたいたいの話しではなかったということで、今回それをやりましょうということで、3月の当初予算には載さして頂いたということがございます。文理大学とのその連携事業の柱はなにかっていったら、今回特区で出さして頂いております赤松の100年前に、明治時代にあった赤松座の復活というのと、薬王寺の門前町の再生を文理大学の学生さん達と一緒にやりたいというような文理大学からの申し入れ、オファーがあつてそういうふうになったわけです。ですからもともとの事業というのは、文理大学の学生のいわゆる事業の一環として、そして町の方は町の方で今まちづくりを、そして地方創生をやらうとしている中でございましたから、それはいい話だということで、先ずは始まりました。始まってその年が始まったといえますか、そういう話をやろうということが決まって平成28年を迎えておるわけですけども、平成28年を迎えたときにこの事業が県の特区に提案してはどうか

というようなお話を頂いたので、その事業のほぼそのままみたいなかたちで事業計画を県に提案したところ、5月の初旬だったと思いますけれども、それが選定されたと、石井町とともに2町選定されたというように至っております。それを受けて今回の特区の分の補正というふうになっております。ですから内容についてはこれから始まっていくってところがございますので、どのような取り組みを行うかというような細かいところってのはちょっと決まっておりますけれども、期間は3年間です。特区は3年間、文理大学との連携事業も一応学長さん、そして担当の教授の方々との話では、ほれも3年間程度やりたいというふうに伺っておりますので、今後は文理大学との連携事業であるその事業と、特区を選定して頂いた事業がそれぞれ内容的には柱だてはかぶっておるわけです。ですからそのあたりを調整しながら、特区の方はお話ししたように3分の2の補助を頂けるということで、最大3分の2で上限5,000千円となっております。ですから事業費としては7,500千円で最大3分の2で5,000千円ということで、今回補助金としては5,000千円を計上させて頂いておりますけれども、そういったかたちで進めて行くというようになっておまして、今、分かっているところでは赤松の赤松座の復活に向けてってというような言葉の中で、赤松地区で説明会をさせて頂いているんですけども、取りようによっては昔あった浄瑠璃の赤松座が赤松の今の住民の方だけでやるんじゃないかっていうふうに受け取られた住民の方もいらっしゃるんですけども、決してそうではなくて、文理大学の浄瑠璃部の方にまずは来て頂いて、そして演じて頂く。その指導については「勘録さん」って言う方がこの26日に赤松入りをして頂いて、その時に文理大学の浄瑠璃部の方が来られて、そして赤松の方々にも呼びかけながら、今回は赤松の方々にはその勘録さんが文理大学の浄瑠璃部を指導する姿を見て頂くというようなことから始まって、将来赤松の方だけでいわゆる丹生谷筋にある清流座であるとか、そういうのができると一番いいんだろうとは思いますが、そういうことができなくても一緒になってやって行く。それが最終目的ではなくて、それをやることによって地域が活性化して、そしてまた学生さん達の交流、そしてまた移住に繋がったりというようなことを大きな目的と致しております。門前町の再生につきましても、大学側の意向としては、桜町にある民家をお借りして、そこを文理大学のサテライトオフィスというようなことで、させて頂きたいというようなお話がございまして、うみがめまつりのある日ですね、

ちょっと今日にちあれですけれども、うみがめまつりの日の夕方にそこのサテライトオフィスの文理大学とのサテライトオフィスの看板っていうのを掲げるというようなことで、そこらからスタートするというふうに聞いておりまして、その日の晩にライトアップコンサートというのを文理大学のいわゆる音楽部の方々に来て頂いて、薬王寺の仁王門の左側でやるというようなところぐらいまでが今決まっているところをごさいます、今後につきましては、その内容を精査しているということで、組織も立ち上げまして、第1回目の会議は行っております。うみがめまつりは7月の16日の土曜日ということで、その日が立ち上げの日と、サテライトオフィスの立ち上げの日というふうになっております。今のところはそういったようなかたちになっておりますので、薬王寺の門前町の桜町については「発心の会」というのが、「発心」発に心と書きますけれども、観光協会の江本友昭さんが会長をして頂いておりますけれども、その発心の会の皆様方にもお手伝いを頂きながら、特にそこが中心になるようなかたちでいろいろな門前町の再生を大学と町と、そして民間のその発心の会等々合わせましてやっていくと。もちろん桜町の方々にも参加して頂くということで、その調整を協議を進めているというようなことになっております。現在の概要は以上でございます。

議 長
9 番 議 員

長 戎野議員

ということは、いろんなこれから案を練っていくにしても、大学と町と住民というような感じでやるということで、それにしてもですね、特区の国からの5,000千円の支援はあるとしても、一般財源からも出す以上ですね、住民にとって本当に有益となるようなものをして欲しいと思うんですが、例えば門前町の改良でありましたら、あすこの桜町の筋の通りのそういう施設的な改良とか、そういうものも構想の中に入っとんですが、具体的に言えば例えば舗装を石畳にするとか、いろんな照明の工夫をするとか、道の駐車場の整備とか、いろいろとあると思うんですが、そういうものは進んどんですか。

議 長
町 長

長 町長

それは進んでいるわけではございませんで、この特区事業につきましても、文理大学との連携上についてもソフト事業が主でございます。そんな中で議員がおっしゃった舗装、それをまあ石畳にするとか、それから電柱の地中化、もしくは背後に移すとか、いわゆる景観事業とかいうのもございます。それには多額の金額も掛ると思いますけれども、そういった構想も含めてやらして頂

くというようなまあことで理解をして頂いていて結構かと思いません。

議長 他に質疑はありませんか。

向山議員

10番議員 私からは2・3点お伺いしたいんですが、町長はこの定例会の提案説明の冒頭で4月に参与規定を定めて、この4月に床桜さんとあわえの吉田さんを参与に迎えたという報告がありました。これは町政に関する高度な政策的事項または専門的事項の推進のためということではありますが、私、参与規定もまだ見ておりませんが、とりあえず御二人は地方創生に深く係って頂くということではないかなあと思っております。それからそれについては今、戎野議員からありましたように、やはり地元住民との関係、町と担当課・住民・町、連携を取ってですね、その2人の力を合わせて頂いて、有義にこの地方創生関係、特区もですけども、進めて頂きたいと思えます。それから予算の関係なんですけど、まず15ページ民生費児童福祉費の給食材料費の需用費の減、11節と19節、それから22ページの教育費の保健体育費の給食材料費の増、これについてはちょっと流れを説明を頂ければと思います。それからページ21ページ教育費、由岐中学校費の需用費の312千円ですか、デジタル教科書とお聞きしたんですが、これは日和佐中学校の方についてはどんなんでしょうか、それと同じく21ページの図書館費の修繕費1,151千円の内容について説明をお願いしたいと思えます。

議長 長 小休します。

(時に 10時24分)

(小休中)

(時に 10時24分)

議長 長 再開します。

学校教育課長

学校教育課長 それでは私の方からこども園の給食費需用費の件、それと負担金それとそれに関連して22ページの学校給食費の給食材料費の関係でございますが、ちょっと経緯を説明して下さいということなんですけども、当初こども園の3歳・4歳・5歳児の給食についてはこども園で事前調理するという方向で進めておりましたので、ここで認定こども園費の材料費の方で給食材料費を計上しておりました。一応今年度始まりまして、一応いろいろ関係で、3歳・4歳・5歳児の分につきましては、日和佐給食センターからの給食を提供しております。それでこども園費で上げておりました

給食材料費を下げまして、給食センターでの材料費の方に上げさせて頂いております。それで負担金としまして19節の給食費負担金として、うちの歳入の方に収めて頂くというふうな流れでございます。それでよろしいでしょうか。それともう1つ続けてですけども、先ほどの教科書の件でございますが、向山議員さんが言われたとおりですね、4年に1回の中学校の教科書の改訂に伴いまして、新年度予算で教科書代上げさせて頂いております。この時に日和佐中学校の方はこの音楽のデジタル教科書を計上しております。由岐中学校の方がちょっと計上を忘れて言うたらおかしいんですけど、計上出来てなかったということで、今回デジタル教科書、音楽で計上させて頂いております。今言いましたように、日中につきましては当初から計上しております。以上です。

議 長
社会教育課長

社会教育課長

私の方からは図書館の修繕費についてご説明させて頂きます。総務課長からの理由もありましたとおり、まず1点目はエレベーターの修繕でございます。施設の設置から25年を経過しまして、エレベーターの各種部品の交換目安というのがそれぞれあるんですけれども、それが経過しております。その中で今回は、プリント基盤とか、メインロープの、もし事故が故障した場合、事故に繋がるような危険性のある分について交換させて頂くということで、この分につきましては720千円を予定しております。続きまして2点目につきましてはトイレの修繕でございます。トイレの修繕も2つありまして女子トイレの1つが和式なんですけれども、便座が壊れ破損しまして使用できなくなっております。利用者のニーズもありまして、洋式に改修するものでございます。そのものが308,880円の予定でございます。もう1つが身障者のトイレですが、こちらは様式ですけれども、ウォシュレット機能がございません。こちらの利用者の方からウォシュレット機能を欲しいというニーズがありましたので、今回ウォシュレット機能を付けたいということで、121,500円を予定しております。以上でございます。

議 長
10番議員

向山議員

今の学校教育課長から説明を受けて予算漏れというか、出来ていなかったというお話頂いたんですが、3ヶ月、まだ3ヶ月なっておりますけれども、その間については特に日和佐中学校・由岐中学校で学校教育について支障はなかったんでしょうか。

議 長
学校教育課長

学校教育課長

うちの方では支障があったと聞いておりませんが、今回、由岐

中学校で計上忘れということがありました。それと今回、今年度
に由岐中学校の方で 10 月中旬に郡の音楽会も開催されるという
ことがありまして、より充実したものであるということで、デジ
タル教科書、今回、中学校の方が要望忘れだったということで、
計上さして欲しいということで、要望があって計上さして頂きま
した。

議 長 他にございませんか。

岩瀬議員

2 番 議 員 地方創生事業の中の家屋保守作業員と調査委託料いうんはど
こへ払うんですかね。お願いします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 家屋の賃金 1,000 千円の分でございますね、これについては、
まだ場所というか家屋も特定はできてないんですけれども、どなた
になるかは分かりませんが大工さんとか、そういった専門的
な技能というか、持たれた方をお願いした時の賃金ということに
なっております。以上です。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 調査委託料につきましては、これも現状の基礎調査と、今、想
定しているのが空家の間取りの調査、それと改修素案っていうこ
とで考えられるんは設計業者さん等の設計技能を持たれた方等を
想定致して計上さして頂いてます。

岩瀬議員

2 番 議 員 家屋補助作業員は美波町の建築屋さんということやな。ほれと
調査委託料いうんは設計事務所と、でいいんやね、だいたい。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 今後ちょっと発注方法も含めて検討せないけないんですけれ
ども、設計業者さんに限ったものではないと思います。ですから
内容についてまた違った業者さんでできるっていうことであれ
ば、それはまたそれで設計業者さんでなくて、違った業者さんも
考えられます。以上です。

議 長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。

北山議員

4 番 議 員 私は議会費の防災服の予算計上されているということで、反対
を致します。理由は先ほど理事者の説明で、「防災の記念年にあた
るので県への防災訓練に皆で着用するのだろう、また那賀町が揃
えているから」というような、防災服の使用目的がはっきりしな
いということです。また「議会が提案してきたので計上した」と

というようなそういう話もあります。昨日一般質問だったんですかね、同僚議員がテレビ中継の予算についての町の見解っていうんですかね、考えを質したのに対して、「議会で十分これからも検討して頂いて、議会での意見集約をしてから」と言うような、そういうような話もありましたが、今回議会が提案してきたので計上したというような、そういう理由があったように思います。今、梶添東京都知事の不適切な公金の使用について毎日のように報道され、最終は辞職されたということで、今、公金の使用問題について問われているような状況です。例え少額としても住民の税金を使うのだから、ちゃんと住民に説明ができるような、そういう根拠に基づいて計上をして頂きたいと、そういうことを込めまして私は反対を致します。以上です。

議 長 小休します。
(時に 10時34分)
(小休中)

議 長 (時に 10時35分)
再開します。
それではこれから議案第42号平成28年度一般会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。
本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成 7 : 反対 4)
(賛成1番・2番・3番・6番・8番・10番・11番:反対4番・7番・9番・12番)
「起立多数」です。
よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。
小休します。

(時に 10時36分)
(小休中)
(時に 10時50分)

議 長 再開します。
日程第5 議案第43号 平成28年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。
保健福祉課長
(議案第43号の説明をする)
説明が終わりました。質疑を行います。

保健福祉課長
議 長 北山議員
4 番 議 員 6ページ、6ページの国保安定化計画策定委託料141千円につ

きまして、この安定化計画については何のために作成をされるのか、そここのところを説明頂きたいと思います。それともう1点この項目についての補助金っていうのは、歳入の方で繰入金かな、そこに載っております事務費等繰入金1,345千円が載っております。これ全て全額補助っていうことになるのかどうか、そこらのところも重ねてお聞かせ願いたいと思います。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

まず安定化計画の大きな目的と致しましては、医療費の適正化。言い方は適切かどうか、医療費の抑制・適正化であります。次に補助金でございますが、この適正化に向けて県の補助金、これが補助率4分の1で448千円、後残りの4分の3については町の一般財源となっております。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員

何のために策定するのかっていうんで、医療費の適正化・抑制化っていうような答弁がありました。私の何のためにっていうんは、ほれをまあほういう目的で作って、どっかに出すのかなってほういうふうに聞いたかったんですが、そこらも再度お答え頂ければと思います。それと財源については全額補助っていうんでなしに、県が4分の1で町が4分の3出すと、そう理解していいのかどうか、再度お願いします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

提出につきましては、補助金を頂いておる関係で徳島県には提出致しますが、後は町で設置しております国民健康保険の運営協議会等での資料に使わせて頂いております。あと補助ですが、先ほど言いましたように4分の3につきましては一般会計からの繰入金、町の補助であります。ですから補助は4分の1しかございません。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員

それをもとにちょっと聞かせて頂きたいんですが、この安定化計画、これを委託に出さずに庁舎内、担当課で作成ができないのかどうか。私これ27年度と26年度の安定化計画っていうのを頂いております。この中を見せて頂いたら、国保事業運営の安定のための措置、これが一番肝心ですよ、こういうことをやって初めて国保の会計が安定的に運営されるというようなことになるんだろうと思うんですが、これ毎年同じですよ中身。一言一句こう変わってないように思うんですけど、そうであれば後のこの数値、あといろいろ出てくる数値については毎年変わっておりますけど、一番こう肝になる措置については同じことをやりますよと言

うようなかたちで策定されておるように思うんですが、このぐらいのことだったら担当課で十分こうできるんでないん、そこらどんなんですか。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長 保健福祉課長
まずその内容と計画のそのボリューム等をそれに合わさなければいけないっていうことはないので、内容を集約した分について策定するとなったら、担当課の方でもできると思います。現実的には、また策定の方法については次回検討させて頂くことでよろしいでしょうか。

議 長
4 番 議員

北山議員
今、課長から担当課でもやれるというような、そういう答弁を頂きました。そういうことからすれば今回のこの予算っていうのは、とりあえず計上をして、担当課でできれば執行しないと、そう理解していいんですかね。そこらどんなんですか。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長 保健福祉課長
担当者も人事異動等で変わって、新しく入れ替わったりしますので、その担当者の事務負担等も考えながら、後その計画の中身ボリューム等も絞り込んで、担当課の方でできると判断したら担当課の方でする方向で検討したいと思いますが、それできたら29年度から、28年度は従来どおりさせて頂きたいところではあります。

議 長
4 番 議員

北山議員
29年度から、26年・27年、それ以前のやつも私貰ってますけど、結局同じですよ。担当課一生懸命これ8項目、これについて一生懸命対応してますよね、先日の医療特別委員会かな、あの時に出て来てましたジェネリックについても、この中では推奨しますよということで、いろんなまだもう少し詳しい施策についてもこれ書いてますよね。ぜんぜんこう町全体としては担当課は一生懸命こいつを作ってやったって町全体としてはほれを推奨しようかしよらんか、疑問なところはありますよね。担当課も感じてられるんでないんですか。ほういうことからしたら、やはり担当課がもう少しきちっと苦勞をして、これに書かれておる措置、これがその年その年できちっとこう検証をしてどうだったんか、町全体でこの国保を安定するためにいろんな施策を講じていくというような、今の状態だったら担当課が一生懸命汗をかいてもまったく町全体ではこう動いてないっていうんが今の現状のように私感じるんですが、そういうことからしたら、やはり4分の3一般財源から掘り込んでまで委託にかける必要があるのかどうか。それ

だったら最低限やれるところを担当課でまとめて、確実にその年その年に移行していくような、そういう方向にやっけて行くべきと思うんですが、これは町長にお聞きした方がええんかな。町長はどう思います。やっぱり町の一般財源、住民の血税を使うんですから、やはり委託してつくったら確実にやっけていく、これが何年も同じ様な中身ですよ、一番肝になるところは一言一句違わんのんで、ほんなんをわざわざ4分の3の一般財源血税を使っけてまで、ずっと毎年。今ちょっと問題にしたら担当課は、来年からやりましようかというような、そういう答弁っけていうんはどうなんですかね。町長どう思います。

議

長

小休します、

(時に 11時04分)

(小休中)

(時に 11時06分)

議

長

再開します。

北山議員

4 番 議 員

答弁なしで小休でこう聞いたっけても、あと議事録を住民の方が読んだとき、あれどうなったん。中身がまったくない議論やなっけていうようなかたちになろうと思うんで、今の現有の職員では難しいかなあ、難しいっけていうんで計上された。そう答えられたんかな、作らなければいけない、町長も当然知っけてられると思うんですが、美波町の国保会計が厳しいからこれを作れっけていうような、県からほういう指導があっけてこれを作るようになったと私はずっけて前からお聞きをしております。運営が良かっけたらあえてこんな安定化計画を作る必要はないわけで、厳しいから安定化計画を作っけてできるだけ運営を改善して行く、良くして行く、そのための計画だと私は思うんですよ。ほう言うことからすれば厳しい運営の中で、できるだけ厳しいんだっけたら委託に出さずでできるだけ担当課でやっけて、今の現有の職員でできんのんであれば職員を増やすなり、それから先ほど課長がおっしゃりよっけたように、途中職員の異動があっけたら出来んとかいうん、それは今町長も聞いとんだから、移動をさせずで今の頑張っけてやっけてくれよう担当課の職員でやっけてもらおうと。できるだけ最小の経費で最大の効果を上げる。これは行政の常だと私は思うので、今回計上は、予算計上はされとんにしても、ほれがやる方向で担当課でやるほうこうで進めて行くっけていうような意向で進めて行くのかどうか、やっぱり課長が言うように今年は計上されとんで来年から考えますはっけていうような、そういう安易な言い方っけていうんかな、私にすれば

なんか安易なっていうような、内容についても内容をここまでの内容でなくてもボリュームも少なにすれば十分担当課で担える仕事だというような、そういう意見もありました。当然やっぱり一番肝になるんは安定するための施策をどうやっていくんかっていうんが一番肝になってくる話なんで、そこについてはずっと何年こうらい同じ一言一句違わないこの計画になっておるんで、まったくこう委託にするような問題でないと思いますよ。例え 140 千円にして少額だからかんまんはっていう問題にはならんと思いますよ。少なくとも 3 分の 1 は町民の血税を使うということから考えたら、できるだけ最小の経費で最大の効果を上げると、これにやっぱり町長は努めるべきと思うんですが、町長も見解はどうですか。

議 町長
町 長 おっしゃるとおりだと思います。
議 長 北山議員
4 番 議員 おっしゃるとおりっていうんは、ほういう方向でやっていると、ほう理解して採決に臨んでいいわけですか。やらんっていうんだったら私また反対をさせてもらうんですよ。

議 町長
町 長 先ほど課長が申したとおり、平成 28 年度についてはこの予算を組まさせて頂いて、これで行くというようなことではございませんけれども、その中でできるようだったらさせて頂いてというような答弁だったというふうに思っておりますので、そのようなかたちで行かさせて頂くと 0 ということでございます。

議 長 北山議員
4 番 議員 やっぱり答弁が私ちょっと理解が私の能力不足かも分かりませんが、そのまま 8 年度はほのまま行くんか、やっぱりどないぞこう最小の経費でやって行くために、そっちのほうに努力をしていくようなかたちをとるのかどうか。これは努力の足跡っちゃうんは後で見える話だと思うんで、ほういうことをやられるんか、ただ安易に来年からやりますよ、今年はこのままの予算計上で行きますよと、どっちにこう向きを置いとんか、ほこらのところはどなん。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長 28 年度につきましては、職員の方と相談しながら対応して行きたいと思っております。もしかしたら執行せずに予算執行せずに自力でできるかも分かりませんし、基本 29 年度に向けても自力でできる方向で取り組んで行きたいとは考えております。

議

長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 43 号 平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 10 : 反対 1)

(賛成 1 番・2 番・3 番・4 番・6 番・7 番・8 番・9 番・10 番・11 番 : 反対 12 番)

「起立多数」です。

よって議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 44 号 平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長

議

長

(議案第 44 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 44 号 平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 45 号 平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

当局の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長

議

長

(議案第 45 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 45 号 平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

日程第 10 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致

します。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 28 年美波町議会第 2 回定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 11 時 24 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 28 年 8 月 2 日

美波町議会議長

河名竹藏

議会議員

北山朝彦

議会議員

松本晋児